

# 国分寺市いきいきセンター指定管理に関する事業計画及び企画提案書

令和2年 8月28日

団体名称 特定非営利活動法人ワーカーズコープ

\*各項目について、貴団体等の状況及び指定管理に係る取り組み・考え方について記載してください。

\*各項目の記載欄不足の場合は、任意の別紙に記載し添付してもかまいません。

(1) 団体等の基本理念・姿勢について

\*施設の設置目的に対する理解や公共性・平等利用についての考え方

(2) 団体の安定性について

\*団体等の経営状況の安定性

(3) 団体の継続性について

\*団体等の設立から何年経過しているか

(4) 団体等運営の透明性・公平性

\*進んで団体等の情報等を公表しているか

(5) 団体等運営における法令等の遵守状況

\*個人情報保護法、労働基準法等が遵守されているか

(6) 運営実績

\*同様な施設での運営実績（契約書等の添付のこと）

(7) 効率・効果的運営への取り組み状況

\*施設利用の促進方策・創意工夫

(8) 受託への熱意・意欲

(9) 事業運営への独創性

\*団体等でしかできない事業提案

(10) 施設管理の安全性への配慮

\*有資格者の常駐・施設管理の専門性のある団体等

(11) 利用者への対応状況（接遇・苦情対応）

\*利用者への対応マニュアル・社員教育独自マニュアルの整備（利用者へ平等利用は確保できているか）

(12) 社員等の育成状況

\*研修の実施状況等

(13) 個人情報保護対策状況（情報の管理体制）

(14) 自主事業などの提案

\*施設の設置目的に沿って団体が独自に企画し、自己の財源で行う事業

\*自主事業収支計算書（書式任意）を提出してください。

(15) 障害者の雇用状況

\*事業所における障害者雇用率

(16) 高齢者の雇用状況

\*事業所における高齢者（65歳以上）雇用率

(17) 管理運営に必要な提案金額

※詳細については、別紙収支計算書を参照。

(18) 環境への配慮

\*ISO やエコアクション21 などの取り組み状況

(19) 地域雇用の状況

\*当該施設における市内在住者の雇用、高齢者の雇用、現状及びこれからの計画

(20) 災害時の対応

\*地震等の災害が発生した場合の対応

(21) 施設の特성에応じたサービス水準等

\*募集時に示した具体的水準等への対応の考え方

# 「国分寺市いきいきセンター」

## 指定管理に関する事業計画及び企画提案書

令和2年8月28日

団体名称 特定非営利活動法人ワーカーズコープ

- \*各項目について、貴団体等の状況及び指定管理に係る取り組み・考え方について記載してください。
- \*各項目の記載欄不足の場合は、任意の別紙に記載し添付してもかまいません。

### (1) 団体等の基本理念・姿勢について

\*施設の設置目的に対する理解や公共性・平等利用についての考え方

#### 1. 運営理念

##### 基本理念

- 私たちは、ともに生き、ともに働く社会をめざして、働く人々市民がみんなで出資し、民主的に経営に参加し生活と地域に必要な仕事を自らの手で作り出す「仕事おこし・まちづくり」の協同組合です。利用者、地域、働く者の「協同」の力でよい仕事を高め、関わる一人ひとりの成長・発達を大切に、地域社会の主体者になる働き方を目指します。
- 私たちは「利用者との協同・地域との協同・働くものどうしの協同」3つの協同を大切にしています。
- 私たちは、SDGs（持続可能な開発目標）に賛同し、その実践にあたって多様な連帯・協同をもって取り組みます。



## 2. 指定管理者としての理念・運営方針

国分寺市では、平成29年度から実施している『国分寺市総合ビジョン』において、市民と共にまちづくりを進める上での基本目標となる未来のまちの姿「魅力あふれ ひとつつながる 文化都市国分寺」を定めています。

『国分寺市総合ビジョン』における高齢者福祉の施策としては、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域の支援体制が構築されることにより、人生の最後まで住み慣れた地域で自分らしく生活できる環境が整っていることを目指す姿として定め、実現に向けた事業の推進を図っています。

ワーカーズコープとして「国分寺市いきいきセンター」（以下、センター）を運営するにあたっては、この目指すべき姿の実現に向けて、それぞれの設置目的を理解し、実施していきます。

平成30年度～令和2年度の高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画では、「自立支援・重度化防止に向けた取組」、「『我が事・丸ごと』地域共生社会の実現」、「在宅生活限界点の引上げ」、「介護人材の確保・育成」の四つのポイントを柱に、高齢者の方を含むすべてのひとが、ともに支え合いながら、自分らしく安心して暮らすことができるまちを目指す、となっており、当法人が掲げる基本理念と一致しております。

これまで全国各地で地域の方々と一緒に地域づくり・まちづくりを行ってきたワーカーズコープとしての実践を、センターの運営にも活かしていきます。

また、この3年間指定管理者としてセンターを運営する中で培ってきた自治体・利用者・地域の方々との信頼関係を基礎におき、より充実した館運営を今後も追求することで、『我が事・丸ごと』地域共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

### 運 営 理 念

- ①地域福祉推進の拠点施設を目指し、センターに活動拠点がある各団体との連携を図り、サービスの拡大・拡充を進めます。
- ②多世代、多文化交流を推進し、地域福祉のさらなる推進を図ります。センターは40歳以上の市民を対象とした施設であり、「多様性」を大事にし、センターならではの多世代・多文化交流を実施することで、地域共生社会へ向けての取り組みを進めます。地域との協同・つながりの中で高齢者・障がい者だけでなく多世代交流が可能な施設運営を心がけます。
- ③年一回のアンケートや日々の交流を通して、利用者のニーズをつかみ、地域福祉の推進を援助・支援します。利用者の力が発揮されるよう利用者に寄り添う施設運営を心がけます。施設の維持管理経費を縮減し、効果的・効率的な施設運営を図ります。  
サービスの向上として、利用者アンケート・目安箱の設置、モニタリングを通じて市からの評価をいただき、よりよい運営に反映していきます。
- ⑥行政連携につきまして、主管課だけでなく、福祉に関わる関係部署との連携を心がけた運営を目指します。
- ⑦職員の資質の向上を図る為、現場研修、法人内部の会議・研修や市・関係団体による地域福祉の推進に関わる研修に積極的に参加し、職員の資質の向上に努めます。

### 3. センターの公共性・平等性についての考え方

私たちは、市民主体で、開かれたセンターでありたいと考えています。

市民主体を目指すうえで、利用者・市民を「顧客」「お客様」として扱うのではなく、公共サービスを担う主体者として位置づけ、一緒に作る姿勢を大切にします。また、市民の参加を広げ、人と人との支えあえる関係を地域に広げる中で、地域の再生やまちづくりの拠点としての役割を果たします。人の命や生活を支えてきたかけがえのない財産である公共サービスを担う上で、「市場化」ではなく、「市民化・社会化」する方向で市民自身の手で担い、公共性・平等性を保ちつつ発展させていきたいと願っています。

開かれた施設を目指すうえで、次の6点を大切にします。

- ① 市民との信頼関係作り・雰囲気作り
- ② 施設・設備への配慮
- ③ 積極的な情報発信・施設のルールの周知
- ④ 近隣住民への配慮
- ⑤ 防犯・防災・不審者対策を講じる
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症予防対策と利用者への安全配慮

センターが、市民にとって平等の資源として位置づけられ、利用するすべての市民が施設を使用でき、一定のルールの上で公平性を保って活動できるよう、運営者として管理・整備を行ないます。

## (2) 団体の安定性について \*団体等の経営状況の安定性

2001年9月に「特定非営利活動法人ワーカーズコープ」は、「労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会センター事業団」を母体とし、自治体・公共事業を行う非営利の組織としてNPO法人格を取得し設立されました。設立母体である「労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会センター事業団」が全面的に支えています。どちらも「働く市民が主人公となって、人や地域に役立つ仕事おこしを進める協同組合」の理念を持ち、活動しています。

労働者協同組合センター事業団は設立から30年を経ており、協同労働の協同組合として事業運営を行なう中で、資金・人材・事業のノウハウを蓄積してきました。労協センター事業団の支援を受けながら、ワーカーズコープは元気高齢者向けの事業、子育て支援事業を中心として地域に密着した様々な事業へ挑戦をしてきました。

### 1. 当団体の財務状況

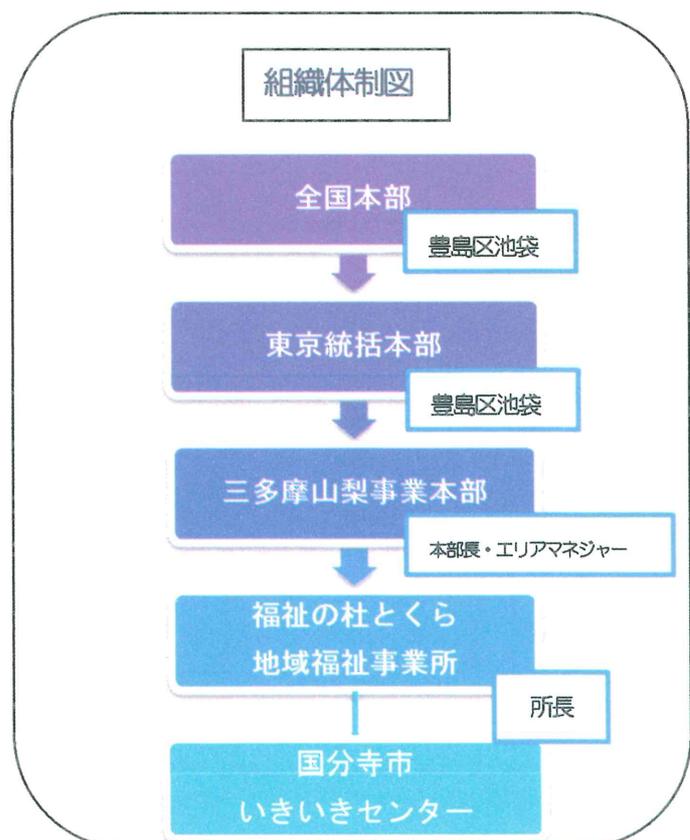
当法人は、2020年3月期末で19期目の決算を終えました。事業活動は、第2期目から開始し、第4期目（2004年4月期）以降は黒字決算がとなり、2020年3月期で純資産（繰越利益剰余金）は1,380,354千円となり経営的にも安定しています。

私たちは「全組合員経営」を経営理念に掲げ、働く人一人ひとりが労働者であり、出資者であり、経営者である協同労働の協同組合（労働者協同組合）として運営をしています。人件費や経費の使い方等を働く者同士で討議をしながら、今まで当法人は安定的に運営をしてきています。

### 2. 法人支援体制

地域・市民に関かれた運営を行います。当法人は全国本部・東京統括本部を豊島区に設置し、多摩地域を管轄する三多摩山梨事業本部の事務所を八王子市に構えています。全国本部が多種多様な実践を広く示し、そのバックアップのもと三多摩山梨事業本部が管理部門・間接的な支援体制を整え、現場を支える多摩地域の支部機能を果たしています。

国分寺市内においては、事業本部長のもと、エリアマネジャー、所長、現場責任者体制を構築し、安定して施設運営が出来るよう、十分な組織体制・運営を整備しています。



### 3. 全国組織の強みを活かして

ワーカーズコープは、全国組織であることが大きな強みです。全国各地の実践をわが地域の力にし、そこから学び、発展させることができます。三多摩エリアでも、子育て分野をはじめ、地域福祉、清掃分野、就労支援などの事業を通じて「新しい公共」の場への挑戦をしています。

また、全国的な研修や会議等を通じて、各地域で活動している内容を交流し、優れた実践を学び合うことによって、職種を超えて「ケア」の大切さについて深めています。

**ワーカーズコープ 東京三多摩山梨事業本部 事業所案内 2020**

\*\*\*連絡先\*\*\*  
 〒192-0084 東京都八王子市三崎町4-11トーネンビル5F  
 TEL:042-655-7366 FAX:042-622-6902  
 E-mail:santama@roukyou.gr.jp

●子育て ●障害  
 ●介護 ●清掃  
 ●公共 ●食

**八王子**

- ワーカーズコープあおぞら  
訪問介護・通所介護・居宅介護・障害者支援・ブルーベリー事業・福祉コンビニ・お針いごとま折紙教室
- 南町田地域福祉事業所やまばやし  
訪問介護・通所介護・居宅介護・配食・コミュニティレストラン・いきいき健康体操・障害者支援
- 八王子学童事業所  
由木東小学堂、城山第一学童、城山第二学童、上柚木小学堂、長沼学童、中山小学堂、由井かたぐら小学堂、元八王子東小学堂、放課後子ども教室

**東村山**

- Smile地域福祉事業所  
たんぽぽ保育園  
森の病児保育室たまはま  
しんあきつ保育園
- 東村山緑の園地域福祉事業所 ふたば  
生活介護、障害者支援

**国分寺**

- 園分寺ネーブル地域福祉事業所  
ひかり児童館、第一・第二光町学童、第三泉町学童、もたち児童館、第一・第二東元町学童、第一・第二東志ヶ原学童、日吉町学童、西志ヶ原学童、和みっこクラブ
- 福祉の社とら地域福祉事業所  
園分寺福祉センター、生きがいセンターとくら、いきいきセンター、放課後等デイサービス「すてっぷ」
- 園分寺ふじもと地域福祉事業所  
ふじSUNクラブ(学童)  
SUNベジカフェ

**日野**

- 日野アミューゼ地域福祉事業所  
しんめい児童館、しんめい学童、七小小学堂

**福生**

- FUSSA地域福祉事業所  
武蔵野台児童館・学童クラブ  
龍川児童館・学童クラブ  
田園児童館・学童クラブ・田園会館  
放課後等デイサービス「まっ歩」多摩町

**立川**

- U友地域福祉事業所「タッチ」  
幸児児童館、高松児童館、若葉児童館・学童、西砂児童館・松中学童、羽衣児童館・学童、東崎サマー学童
- きららと地域福祉事業所  
子ども未来センター(一時保育・子育てひろば・啓発事業)
- えーる地域福祉事業所「たらかわーく」  
障害者就労継続支援B型(印刷、カフェ)
- 立川事業所  
病院清掃・薬局清掃・送迎業務・ハウスクリーニング・安全誘導・駐輪業務・公共施設定期清掃

**東久留米**

- はちま心気育園給食室  
保育園内の給食業務

**西東京**

- 西東京地域福祉事業所  
芝久保保育園

**小平**

- 小平JAMこども事業所  
6小学堂クラブ第二、学園東小学堂クラブ第二、11小学堂クラブ第一、15小学堂クラブ第一、放課後等デイサービス「ポップコーン」

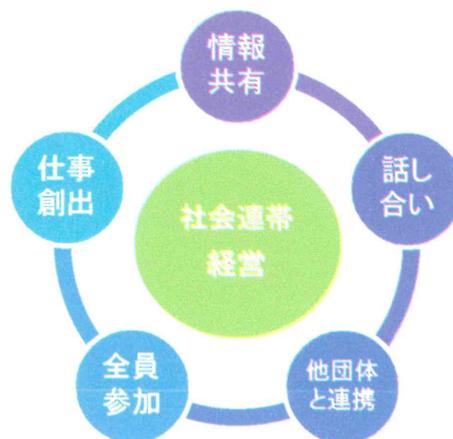
**武蔵野府中**

- デンリオンハウスきんもくばい  
高齢者の総合的な生活支援・居場所事業
- あおばケアサービス  
訪問介護・通所介護・居宅介護、子どもの居場所・学習支援

### 4. 経営運営方針

～経営方針・理念 「社会連帯経営」～

公共サービスの運営を通じて、利用者、地域との接点が大きく広がる中で、関わる人たちの直接参加を広げ、利用者、市民、働く者同士の協同の関係を大切に築きながら、共にその事業を発展させていく「社会連帯経営」を目指します。全ての人が地域課題に関わりを持ち、連帯性を高めながら、地域を再生する当事者として参加する経営です。



|   |                |   |
|---|----------------|---|
| ① | 事業の質の確保        | 全国組織の主たる本部は東京都豊島区池袋に所在しており、公共施設の管理運営の質の維持と向上、職員への学習・研修を目的とする「事業推進部」があります。 |
| ② | 経営の効率性         | 一定の給与水準を保持することを前提に予算計画を立てます。また、経費は国分寺市の仕様の通りに予算を実行していきます。                 |
| ③ | 経営に関して話し合う日の設定 | 毎月の収支状況を全職員と共有します。  |
|   |                | 収支計画に照らして課題を明確にして、次月の目標を立てます。   |
| ④ | 経営報告           | 当月予算と実績の対比報告書を事業本部へ毎月10日までに提出します。   |
|   |                | 会計月報を毎月5日までに提出します。「入出金伝票、現金出納帳、預貯金通帳コピー、請求書等」を回収して、事業本部で集約、チェック、処理を行います。  |
| ⑤ | 経営事故を事前に防ぐ     | 事業本部の総務経理センターによる会計監査を毎年実施します。   |
|   |                | 法人全体でも第三者からの会計監査を受けています。  |
|   |                | 顧問弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、社会保険労務士により経営全般についての支援体制があります。                        |

### (3) 団体の継続性について

\*団体等の設立から何年経過しているか

母体である労働者協同組合センター事業団は、設立30年をこえています。特定非営利活動法人ワーカーズコープは19年を経過したところです。地域に必要な仕事を市民の方とともに作ってきた協同組合として、大きく広がっています。私たちの活動は、各種メディアや国民生活白書や子ども白書などにも取り上げられ、「協同労働」という新しい働き方が、社会に受け入れられつつあります。近年は子育て分野や公共の分野での仕事が拡がり、公共施設の管理運営、コミュニティセンター、高齢者福祉の管理運営の仕事が増えています。両センターの管理運営に留まらず、地域の拠点・利用者の居場所としての機能を持ち、ともに地域の課題解決に取り組んでいくことを進めていきます。

#### 1. 当該法人の歴史

|       |  |
|-------|--|
| 2001年 | 特定非営利活動法人ワーカーズコープ設立  |
| 2002年 | 協同労働の協同組合としての「新原則」が定められる   |
| 2003年 | 東京都足立区で学童保育室を受託。子育て事業を本格的に開始   |
| 2004年 | 「社会連帯委員会」設立総会<br>東京都墨田区で指定管理者として公共施設の管理・運営を開始                                |
| 2005年 | 東京都板橋区で初めて公立保育園を運営   |
| 2006年 | 「国民生活白書」でワーカーズコープが紹介される  |
| 2007年 | 地域若者サポートステーションを新潟県新潟市・宮城県大崎市で受託  |
| 2008年 | 「協同出資・共同経営で働く協同組合法（仮称）を考える議員連盟」が発足   |
| 2009年 | 日本労働者協同組合連合会 30周年  |
| 2010年 | 埼玉県より生活保護受給者の自立・就労支援事業「アサポート事業」を受託   |
| 2011年 | 協同労働法制化の早期制定を求める地方議会意見書 800 議会を突破<br>3.11 東日本大震災を機に、宮城県仙台市に「東北復興本部」を開設       |
| 2012年 | 全国で保護者と一緒に取り組む放課後等デイサービス（障がい児の居場所）開設<br>自治体から生保困窮者対策事業の受託が広がる<br>映画「ワーカーズ」公開 |
| 2013年 | 兵庫県で自伐林業を開始。農・林業分野を通じた循環型地域づくりが始まる   |
| 2014年 | 「協同労働の協同組合」新原則が制定<br>広島市で「協同労働プラットホーム」事業が始まる                                 |
| 2015年 | 全国で子ども食堂の取り組みが広がる  |
| 2016年 | 北海道、宮城、広島などで地域住民による仕事おこしが広がる   |
| 2017年 | センター事業団 30周年   |
| 2018年 | 映画「Workers 被災地に起つ」公開   |

## 2. 国分寺市内での事業運営の歴史

2007年 国分寺市第二光町学童保育所

2012年 国分寺市ひかり児童館・第一光町学童保育所、第二光町学童保育所、第三泉町学童保育所

2013年 国分寺市もとまち児童館、第一・第二東元町学童保育所

2014年 国分寺市東恋ヶ窪学童保育所、日吉町学童保育所、西恋ヶ窪学童保育所、国分寺市立福祉センター及び国分寺市生きがいセンターとくら、地域生きがい交流事業

2017年 民設民営学童保育所「国分寺駅北口和みっこクラブ」、放課後等デイサービス「すてっぷ」

2018年 国分寺市いきいきセンター

2019年 民設民営学童保育所「ふじSUNクラブ」、カフェ「SUNベジ」

#### (4) 団体等運営の透明性・公平性 \*進んで団体等の情報等を公表しているか

私たちワーカーズコープは、利用者・市民に対して常に信頼されるための取り組みを怠らず、運営の透明性・公平性の確保を徹底します。

国分寺市からの運営に対する評価を利用者・市民に向けて一般公開する事で、その透明性・公平性を高めます。情報公開の対応を可能として、条例の規定及び当法人が定めた別紙「情報公開規定」にもとづき、公開の申し出があった場合（書面にて申請）、閲覧を可能とします。閲覧を希望する場合、申込書を記入し、遅延なく希望者へ書面にて閲覧許可の通知をします。閲覧の環境を整え、書面にて日時・場所を通知します。

また、利用者アンケートを年1回取り、施設の満足度（備品などで常備されていたら良いと思う物・使い勝手など）・行いたい催し等を把握して、施設運営にいかします。

自主事業など現在、何を行っているか、今後、何を行うかを常時、お知らせ的な文書を作成し、館内を含めて地域にも掲示します。利用者団体からなる利用者協議会を発足させて、より利用しやすい施設運営を目指し、そこから生まれる様々な課題を解決していきます。

運営継続の際はその方法を継続し、かつ協議し足りないところは変更しながら、法人団体としての透明性と公平性を高める取り組みを行い、地域住民・利用者から信頼されるセンター運営を行っていきます。

#### 1. 情報公開への対応

国分寺市情報公開条例の規定および、当法人が定めた別紙「情報公開規定」にもとづき、公開の申出があった場合（書面にて申請）、閲覧を可能とします。

閲覧を希望する場合、申込書の記入の上遅延なく、希望者へ書面にて閲覧許可の通知をします。閲覧の環境を整え、書面にて日時・場所を通知します。

書類に関してはコピーをとることも事前の申込により善処していきます。

センターの案内ホームページ以外に、私たちワーカーズコープのホームページも公開します。団体の概要、活動報告を自由に見られる環境を整備します。

ホームページアドレス：<http://center.roukyou.gr.jp/>

尚、ホームページには閲覧者の意見、質問、要望に答えられるような投書窓口、メールアドレスを設置しています。市民に情報を開示して、活動を適時伝える努力を怠りません。

メールアドレス：[info-workerscoop@roukyou.gr.jp](mailto:info-workerscoop@roukyou.gr.jp)

## 2. 情報公開規定

### (趣旨)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人 ワーカーズコープ（以下「当法人」という。）が行う情報公開の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (対象文書)

第2条 情報公開の対象とする文書（以下「対象文書」という。）は当法人の次の各号に掲げる文書とする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 業務報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 収支決算書
- (6) 資産目録
- (7) 損益計算書
- (8) 事業計画書
- (9) 議事録

### (公開申出)

第3条 何人も、この規定に定めるところにより、当法人に対して対象文書の公開の申出（以下「公開申出」という。）をすることができる。

2 公開申出は、公開申出書(別記様式)を当法人に提出して行うものとする。

### (公開の実施)

第4条 当法人は公開申出があったときは、速やかに次号の各号に定めるところにより、公開申出者に対し、公開申出に係る文書を公開するものとする。

- (1) 公開の場所 当法人本部
- (2) 公開の時間 当法人の休日以外の日の午前9時より午後5時まで

2 文書の公開は、文書の閲覧又は写しの交付により行うものとする。

### (費用の負担)

第5条 前条2項の規定により文書の写しを受けるものは、その費用として、複写1枚につき10円を負担するものとする。

### (補則)

第6条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に必要な事項は当法人が別に定める。

### 附則

この規定は、平成16年8月1日から施行する。

## (5) 団体等運営における法令等の遵守状況

\*個人情報保護法、労働基準法等が遵守されているか

### 1. 施設管理上の個人情報保護計画

私たちの法人は、就労者8000名以上を有し、退職した組合員を含めるとその3倍以上の情報を保有しています。加えて、運営する事業によって取り扱う顧客情報もますます増加しています。昨今の個人情報の漏洩事件を目の前にして、これらの個人情報を適切に扱い、漏洩などの事故をおこさないための方策と取り組みを確立していかなければならないと考えています。

### 2. 個人情報保護規定、並びに労働基準法の遵守について

国分寺市の「国分寺市個人情報保護条例」第13条の3に基づき、適正な管理を行ないます。

※運用については「(13) 個人情報保護対策状況」(P30)に記載

また、労働基準法に基づき、常勤者は週40時間前後の就労体系で勤務し、社会保険、雇用保険等に加入し、週20時間以上の勤務者についても、社会保険、雇用保険加入、その他労災保険、共済等の保険や労働基準法に基づき、就労半年後より有給休暇取得などを行なっています。非常勤者についても、労働基準法に基づき、社会保険加入や雇用保険加入の手続きを行ないながら運営しています。労働安全衛生法についても労働災害防止の観点から重視します。中でも労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成と促進を促します。安全衛生責任者を本部に置き、産業医制度を確立し、定期的な現場指導、巡回を行います。

### 3. 個人情報保護方針

特定非営利活動法人ワークスコープは、当法人が業務上使用する当法人の利用者・顧客・取引関係者等の個人情報について、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、かつ国際的な動向にも配慮して自主的なルール及び体制を確立し、以下のとおり個人情報保護方針を定め、これを実行し維持することを宣言いたします。

#### 記

1. 当法人は、この宣言を実行するために、「個人情報保護規定」を定め、一般に公表するとともに、当法人従業者(一般役職員、パートタイマー、派遣労働者等を含む)、その他関係者に周知徹底させて実行し、改善・維持してまいります。
2. 当法人は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等を防止するため「セキュリティ管理計画」(セキュリティポリシー)を立案し、不正アクセス対策、コンピュータウイルス対策など適切な情報セキュリティ対策を講じます。
3. 当法人は、個人情報の入手にあたり、適法かつ公正な手段によって行い、不正な方法により入手しないことはもちろん、個人情報の主体である本人から利用目的等について同意をとるか、当法人インターネットホームページに必要事項を告知します。
4. 当法人は、個人情報を間接的に入手する場合、入手する個人情報について、提供者が本人から適正に入手したものであるかどうかを確認し、契約上の手当てをし、当法人インターネットホームページに個人情報の利用目的等の必要事項を告知します。

5. 当法人は、情報主体（個人情報の本人様）が自己個人情報について、開示、訂正、使用停止、消去等の権利を有していることを確認し、情報主体からのこれらの要求に対して異議なく応じます。
6. 当法人は、個人情報を第三者との間で共同利用したり、業務を委託するために個人情報を第三者に預託する場合、当該第三者について調査し必要な契約を締結し、その他法令上必要な措置を講じます。
7. 具体的な個人情報収集、取扱いのため以下の規定を定めます。

当法人は、個人情報を適切に保護し、社内外の脅威から守ることが社会的責務と考え、次の取り組みを推進します。法人としての「個人情報保護規定」を策定します。

## 特定非営利活動法人ワーカーズコープ個人情報保護規定

### （趣旨）

第1条 この規定は特定非営利活動法人 ワーカーズコープ（以下「当法人」という。）が行う個人情報保護の実施について必要な事項を定めるものとする。

### （個人情報の取扱い）

第2条 当法人の活動の種類に係る対象者または利用者個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについて、その管理責任者を設置し、適切な管理を行う。

### （個人情報の収集）

第3条 利用者から個人情報を収集する場合は、その収集の目的、利用者に対する当法人の窓口を明確にした上で、必要な範囲の個人情報を収集する。

### （個人情報の第三者への提供・開示）

第4条 当法人は、利用者より収集した個人情報を適切に管理し、利用者の承諾を得た範囲以外の第三者に提供、開示等は一切行わない。

（但し、(1)法令の規定による場合、(2)利用者又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合を除く。）

### （個人情報の漏洩や再提供）

第5条 当法人が、第4条における利用者の承諾に基づき、業務を遂行するために個人情報を提供する関係組織には、利用者の個人情報を漏洩や再提供しないよう、適切な管理の実施を要請する。

### （個人情報の照会・修正・削除）

第6条 利用者が、利用者の個人情報の照会、誤記等があった場合の修正、削除等を希望する場合には、当法人情報管理責任者が、合理的な範囲ですみやかに対応する。

### 附則

この規定は、平成16年8月1日から施行する。

**(6) 運営実績** \*同様な施設での運営実績（契約書等の添付のこと）

※過去実績一覧表につきましてはこの項目の次に添付している「別添1」をご参照ください。

**1. 全国の類似施設の運営実績（※別添参照）**

**①公共施設の管理運営 47施設**

- ・コミュニティ施設
- ・高齢/子育て/市民複合施設
- ・障害者関連施設
- ・市民活動センター

**②高齢者福祉施設 41施設**

**2. 契約書写**

〈北海道恵庭市〉

恵庭市老人福祉施設（福住憩の家を除く6憩の家）の管理に関する年度協定書

恵庭市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ワーカーズコープ（以下「乙」という。）とは、恵庭市老人福祉施設（柏陽憩の家、島松憩の家、和光憩の家、東恵庭憩の家、大町憩の家、恵み野憩の家）（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した本施設の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）  
第1条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（年度協定の期間）  
第2条 この年度協定の期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

（業務内容）  
第3条 甲及び乙は、相互が協議の上、平成21年度の業務内容は、指定管理者事業計画書に定めるとおりであることを確認する。

（指定管理料）  
第4条 甲は、本業務の実施の対価として、金20,835,000円（4月分から翌年2月分まで毎月、金1,736,000円但し、3月分、金1,739,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。

2 前項の指定管理料の支払いについて、甲と乙が協議の上、支払計画書を作成し、その計画にしたがって乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

（疑義等の決定）  
第5条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年3月31日

甲（地方公共団体）  
所在地 北海道恵庭市京町1番地  
名 称 恵庭市  
代表者 恵庭市長 中島 興世

乙（指定管理者）  
所在地 東京都豊島区池袋3-1-2 光文社ビル6階  
名 称 特定非営利活動法人ワーカーズコープ  
代表者 代表理事 永 戸 祐 三

1

## 小牧市第1老人福祉センターの管理及び運営に関する基本協定書

小牧市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ワーカーズコープ（以下「乙」という。）とは、次のとおり、小牧市第1老人福祉センター（以下「本施設」という。）の管理及び運営に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、小牧市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和58年小牧市条例第22号。以下「条例」という。）第4条の規定により指定管理者に指定された乙が行う施設の管理業務（以下「本業務」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （公共性の尊重）

第2条 乙は、本施設の設置目的及び本業務の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

### （信義誠実の原則）

第3条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

### （定義）

第4条 本協定において「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更並びにその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。ただし、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。

### （指定期間）

第5条 この協定期間は、平成22年4月1日から平成26年3月31日までとする。  
2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### （本業務の範囲）

第6条 甲は、条例第15条の規定に基づき、次の業務を乙に行わせる。  
（1）利用の許可、利用の不許可、許可の取消しその他利用許可に関する業務  
（2）維持管理に関する業務  
（3）前2号に掲げるもののほか、本施設の管理に関し市長が必要と認める業務  
2 前項各号に掲げる業務の細目は、小牧市第2老人福祉センターに係る管理業務仕様書（別記）に定めるとおりとする。

### （甲が行う業務の範囲）

第7条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。  
（1）本施設の目的外使用許可  
（2）第13条第1項に規定する業務及び同条第2項に規定する修繕（1件100万円以上のものに限る。）

### （業務実施条件）

第8条 乙が本業務を実施するに当たって満たさなければならない条件は、管理業務仕様書に示すとおりとする。

### （業務範囲及び業務実施条件の変更）

第9条 甲又は乙は、必要があると認める場合は、相手方に対する通知をもって第6条で定めた本業務の範囲及び前条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。  
2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。  
3 業務範囲又は業務実施条件の変更及びそれに伴う管理経費の変更等については、前項の協議にお

## 広島市中央老人福祉センターの管理に関する基本協定書

広島市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ワーカーズコープ（以下「乙」という。）は、次のとおり、広島市中央老人福祉センター（以下「本施設」という。）の管理に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### 第1章 総 則

（本協定の趣旨）

第1条 本協定は、指定書に基づいて、乙が指定管理者として行う本施設の管理について必要な事項を定めるものとする。

（公共性の趣旨の尊重）

第2条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び広島市老人福祉センター条例（昭和53年広島市条例第35号。以下「条例」という。）に規定する業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（用語の定義）

第3条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（管理物件）

第4条 本施設は、別紙2に掲げる管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品（以下「管理物件」という。）からなる。

- 2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。
- 3 乙は、管理物件について、甲の承諾を得ないで他の用途に供し、若しくはその現状を変更し、又は転貸してはならない。

（指定期間等）

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、平成22年4月1日から平成26年3月31日までとする。

- 2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第2章 本業務の範囲及び管理の基準等

（本業務の範囲、管理の基準等）

第6条 本業務の範囲、管理の基準又は配置人員等（以下「本業務の範囲等」という。）の細目は、別添仕様書に定めるとおりとする。

（甲が行う業務の範囲）

第7条 次の業務については、甲が自己の責任及び費用において実施するものとする。

- (i) 本施設の目的外使用許可（地方自治法第238条の4第7項）に関すること。

〈東京都武蔵野市〉

625～387（高福発）

平成14年11月15日

NPO法人ワーカーズコープ  
代表理事 岩城雄作様

武蔵野市長 土屋正志

武蔵野市テンミリオンハウス事業申請採択通知書

平成14年10月31日付収受第625～368で申請していただいた、貴団体の事業計画については、武蔵野市テンミリオンハウス事業採択・評価委員会の審査結果を踏まえ検討した結果、平成14年度事業として採択されることになりましたのでお知らせいたします。

なお、補助金額、建物改修計画、建物引渡しなどに関する詳細は、後日担当よりご連絡いたします。

担当  
高齢者福祉課  
電話0422-60-1846

公共施設の管理・運営実績一覧（委託事業・指定管理事業）

（別添1）

|                | 法人 | 件名                     | 自治体      | 事業内容  | 期間       |
|----------------|----|------------------------|----------|---|----------|
| <b>高齢者福祉関連</b> |    |                        |          |   |          |
| 指定管理           | N  | 旭川市東部老人福祉センター          | 北海道旭川市   | 高齢者の健康増進・生きがいづくりの活動拠点。北海道労働者協同組合との共同提案                                  | 平成19年4月～ |
| 指定管理           | N  | 恵庭市老人憩いの家              | 北海道恵庭市   | 高齢者の交流・趣味活動の活動拠点。（柏陽・東恵庭・島松・大町・恵み野・和光）                                  | 平成21年4月～ |
| 指定管理           | N  | 札幌市手稲老人福祉センター          | 北海道札幌市   | 健康体操・各種講座・自主サークル活動市から、「運動器機能向上トレーニング」「口腔機能向上」「栄養改善」事業等受託                | 平成18年4月～ |
| 指定管理           | 企  | 古河市古河老人福祉センター          | 茨城県古河市   | 高齢者の健康増進・レクリエーションの活動拠点  | 平成22年4月～ |
| 指定管理           | 企  | 那須塩原市シニアセンター           | 栃木県那須塩原市 | 高齢者総合施設   | 平成18年4月～ |
| 指定管理           | 企  | 木幡北山はつらつ館              | 栃木県矢板市   | 高齢者の活動と交流の総合施設。矢板市から「夜間安否確認業務」受託  | 平成18年4月～ |
| 指定管理           | N  | 入間市老人福祉センターやまゆり荘       | 埼玉県入間市   | 高齢者が健康の増進、教養の向上、レクリエーションなど地域の人々と、楽しく語り趣味を通して仲間づくりを行い、健康で明るい生活を楽しむための施設。 | 平成27年4月～ |
| 指定管理           | N  | 富士見市立老人福祉センター          | 埼玉県富士見市  | 高齢者の健康増進・生きがいづくりの活動拠点   | 平成20年4月～ |
| 委託             | N  | 羽田老人いこいの家              | 東京都大田区   | 高齢者の趣味・教養・レクリエーションの活動拠点   | 平成20年4月～ |
| 指定管理           | N  | 江東区老人福祉センター            | 東京都江東区   | 高齢者の健康増進・レクリエーションの活動拠点  | 平成23年4月～ |
| 指定管理           | N  | 国分寺市福祉センター・生きがいセンターとくら | 東京都国分寺市  | 福祉センターは、高齢者を中心広く市民のための集会施設として運営、生活向上と福祉増進を計るための施設。                      | 平成26年4月～ |
| 指定管理           | N  | 国分寺市いきいきセンター           | 東京都国分寺市  | 福祉センターは、高齢者を中心広く市民のための集会施設として運営、生活向上と福祉増進を計るための施設。                      | 平成30年4月～ |
| 指定管理           | N  | 西早稲田地域交流館              | 東京都新宿区   | 地域交流館   | 平成20年4月～ |

公共施設の管理・運営実績一覧（委託事業・指定管理事業）

（別添1）

|      | 法人 | 件名              | 自治体     | 事業内容  | 期間               |
|------|----|-----------------|---------|---|------------------|
| 指定管理 | N  | 高田馬場シニア活動館      | 東京都新宿区  | 高齢者の地域活動・介護予防・生きがいづくりの活動拠点  | 平成22年4月～         |
| 指定管理 | N  | 下落合シニア活動館       | 東京都新宿区  | 高齢者の健康増進・レクリエーションの活動拠点  | 平成23年4月～         |
| 指定管理 | N  | 戸山シニア活動館        | 東京都新宿区  | 高齢者の健康増進・レクリエーションの活動拠点  | 平成25年1月～         |
| 指定管理 | N  | 墨田区いきいきプラザ      | 東京都墨田区  | 小学校跡地、マンション1階を活用した元気高齢者の活動拠点  | 平成16年12月～平成30年3月 |
| 指定管理 | N  | 平塚市七国荘          | 神奈川県平塚市 | 高齢者の心身の健康の増進を図るために老人憩いの家として、教養の向上・レクリエーション等の施設。東急コミュニティとの共同提案             | 平成27年4月～         |
| 指定管理 | 企  | 三浦市老人福祉センター     | 神奈川県三浦市 |   | 平成19年7月～         |
| 指定管理 | 企  | 三浦市高齢者ふれあいセンター  | 神奈川県三浦市 |   | 平成27年4月～         |
| 指定管理 | 企  | 鎌倉市腰越地域老人福祉センター | 神奈川県鎌倉市 | 高齢者に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための総合的な便宜の供与                                 | 平成29年4月～         |
| 指定管理 | N  | 射水市足洗老人福祉センター   | 富山県射水市  | 高齢者を対象に福祉の増進を図る施設   | 平成28年4月～         |
| 指定管理 | N  | 静岡市老人福祉センター・憩の家 | 静岡県静岡市  | 老人福祉センター6館（鯨ヶ池・長尾川・用宗・蒲原・清水折戸・清水船越）、交流センター3館（清水南部・清水北部・由比）、憩の家2館（清水・清水東部） | 平成25年4月～         |
| 指定管理 | N  | 小牧市第1老人福祉センター   | 愛知県小牧市  | 高齢者の健康増進・生きがいづくりの活動拠点   | 平成22年4月～         |
| 指定管理 | N  | 小牧市第2老人福祉センター   | 愛知県小牧市  | 高齢者の健康増進・生きがいづくりの活動拠点   | 平成30年4月～         |
| 指定管理 | 企  | 桜井市東老人憩いの家      | 奈良県桜井市  | 高齢者の生きがいづくりと介護予防に寄与し、福祉の増進と健康を推進するとともに、教養の向上、交流等の場を提供                     | 平成29年4月～         |
| 指定管理 | N  | 広島市中央老人福祉センター   | 広島県広島市  | 高齢者の健康増進・レクリエーションの活動拠点  | 平成22年4月～         |

公共施設の管理・運営実績一覧（委託事業・指定管理事業）

（別添1）

|                        | 法人 | 件名               | 自治体     | 事業内容   | 期間        |
|------------------------|----|------------------|---------|--|-----------|
| 指定管理                   | N  | 広島市草津老人いこいの家     | 広島県広島市  | 高齢者の健康増進・レクリエーションの活動拠点   | 平成22年4月～  |
| 指定管理                   | N  | 広島市吉島老人いこいの家     | 広島県広島市  | 高齢者の健康増進・レクリエーションの活動拠点   | 平成22年4月～  |
| <b>児童館・学童クラブ・子育て関連</b> |    |                  |         |  |           |
| 指定管理                   | N  | 児童センター、子育て支援センター | 北海道旭川市  | 東光児童センター、北門児童センター、春光住民児童センター、永山児童センター、神居児童センター、神楽児童センター、（神楽、北門には子育て支援センター併設） | 平成27年4月～  |
| 指定管理                   | N  | 苫小牧市大成児童センター     | 北海道苫小牧市 | 児童館、学童保育   | 平成26年4月～  |
| 委託                     | N  | 連坊小路マイスクール児童館    | 宮城県仙台市  | 小学校の空き教室を利用した児童館、新設。学童保育併設   | 平成20年4月～  |
| 指定管理                   | N  | 仙台市子育てふれあいプラザ長町南 | 宮城県仙台市  | 親子広場。一時保育。被災親子のひろば事業   | 平成21年11月～ |
| 指定管理                   | N  | 仙台市荒町児童館         | 宮城県仙台市  | 児童館。学童保育併設   | 平成22年4月～  |
| 指定管理                   | N  | 仙台市大野田児童館        | 宮城県仙台市  | 児童館。学童保育併設   | 平成23年4月～  |
| 指定管理                   | N  | 仙台市国見児童館         | 宮城県仙台市  | 児童館。学童保育併設。新設  | 平成23年4月～  |
| 指定管理                   | N  | 仙台市金剛沢児童館        | 宮城県仙台市  | 児童館。学童保育併設   | 平成24年4月～  |
| 指定管理                   | N  | 仙台市東長町児童館        | 宮城県仙台市  | 児童館。学童保育併設   | 平成24年4月～  |
| 指定管理                   | N  | 仙台市鶴ヶ谷東マイスクール児童館 | 宮城県仙台市  | 児童館、学童クラブ  | 平成26年4月～  |
| 指定管理                   | N  | 仙台市東宮城野マイスクール児童館 | 宮城県仙台市  | 児童館、学童クラブ  | 平成29年4月～  |

公共施設の管理・運営実績一覧（委託事業・指定管理事業）

（別添1）

|       | 法人 | 件名                               | 自治体        | 事業内容                                    | 期間       |
|-------|----|----------------------------------|------------|---|----------|
| 自前    | N  | 仙台けやきの杜地域福祉事業所(放課後児童クラブれいんぼうはうす) | 宮城県仙台市     | 学童クラブ                                   | 平成28年4月～ |
| 指定管理  | N  | 塩竈市藤倉児童館及び放課後児童クラブ               | 宮城県塩竈市     | 児童館(藤倉)、学童クラブ(第一小、第二小、第三小、月見ヶ丘、杉の入小、玉小) | 平成29年4月～ |
| 指定管理  | N  | 印西市立六合学童クラブ                      | 千葉県印西市     | 学童クラブ                                   | 平成25年4月～ |
| 指定管理  | N  | 印西市立牧の原学童クラブ                     | 千葉県印西市     | 学童クラブ                                   | 平成27年4月～ |
| 指定管理  | N  | 印西市木下学童クラブ                       | 千葉県印西市     | 学童クラブ                                   | 平成28年4月～ |
| 委託    | N  | 明海小学校地区児童育成クラブ                   | 千葉県浦安市     | 学童クラブ                                   | 平成21年4月～ |
| 委託    | N  | 美浜北小学校地区児童育成クラブ                  | 千葉県浦安市     | 学童クラブ                                   | 平成21年4月～ |
| 委託    | N  | 北部小学校地区学童育成クラブ                   | 千葉県浦安市     | 学童クラブ                                   | 平成22年4月～ |
| 委託    | N  | 佐倉市ファミリーサポートセンター                 | 千葉県佐倉市     | 子育て支援                                   | 平成21年4月～ |
| 業務委託  | N  | 成田市こども館(なかよしひろば・ふれあいひろば)         | 千葉県成田市     | なかよしひろば:乳幼児・保護者、ふれあいひろば:小中高生対象          | 平成29年4月～ |
| 指定管理  | N  | つくばみらい市小絹児童館                     | 茨城県つくばみらい市 | 児童館                                     | 平成29年4月～ |
| 指定管理  | 企  | 狭山市立水野児童館                        | 埼玉県狭山市     | 児童館                                     | 平成20年4月～ |
| 指定管理  | 企  | 狭山市子育てプレイス水野                     | 埼玉県狭山市     | 親子ひろば                                   | 平成23年8月～ |
| 自主・補助 | N  | 戸田市学童保育所そら                       | 埼玉県戸田市     | 学童保育(自主学童)                              | 平成26年4月～ |

公共施設の管理・運営実績一覧（委託事業・指定管理事業）

（別添1）

|      | 法人 | 件名           | 自治体      | 事業内容                                    | 期間        |
|------|----|--------------|----------|---|-----------|
| 指定管理 | N  | ふじみ野市学童保育    | 埼玉県ふじみ野市 | 放課後児童クラブ（福岡、第2福岡、駒西、上野台、西、第2西、元福、さぎの森、） | 平成23年4月～  |
| 委託   | N  | ふじみ野市親子サロン   | 埼玉県ふじみ野市 | 親子サロン事業                                 | 平成26年10月～ |
| 指定管理 | N  | 深谷市学童クラブ     | 埼玉県深谷市   | 学童クラブ（藤沢・上柴東）                           | 平成29年4月～  |
| 委託   | N  | わくわく西浮間ひろば   | 東京都北区    | 放課後子ども総合プラン事業 学童クラブ                     | 平成28年4月～  |
| 委託   | N  | 板橋第一小あいキッズ   | 東京都板橋区   | 板橋区版放課後対策事業                             | 平成14年～    |
| 委託   | N  | 志村第一小あいキッズ   | 東京都板橋区   | 板橋区版放課後対策事業                             | 平成15年4月～  |
| 補助   | N  | どんぐりのおうち     | 東京都板橋区   | 定期利用保育                                  | 平成15年7月～  |
| 委託   | N  | 高島第二小あいキッズ   | 東京都板橋区   | 板橋区版放課後対策事業                             | 平成16年4月～  |
| 委託   | N  | なります0・1・2ひろば | 東京都板橋区   | 親子広場                                    | 平成17年10月～ |
| 委託   | N  | 板橋第七小あいキッズ   | 東京都板橋区   | 板橋区版放課後対策事業                             | 平成18年4月～  |
| 委託   | N  | 加賀小あいキッズ     | 東京都板橋区   | 板橋区版放課後対策事業                             | 平成18年4月～  |
| 委託   | N  | 大泉第二小学童クラブ   | 東京都練馬区   | 学童クラブ。親子ひろば事業。大泉第二小学校内併設                | 平成18年10月～ |
| 委託   | N  | 大泉第六小学童クラブ   | 東京都練馬区   | 学童クラブ                                   | 平成30年4月～  |
| 委託   | N  | 石神井西小学童クラブ   | 東京都練馬区   | 学童クラブ。親子ひろば事業。石神井西小学校内併設                | 平成18年4月～  |

公共施設の管理・運営実績一覧（委託事業・指定管理事業）

（別添1）

|      | 法人 | 件名                 | 自治体    | 事業内容                              | 期間       |
|------|----|--------------------|--------|-----------------------------------|----------|
| 委託   | N  | 石神井台小学童クラブ         | 東京都練馬区 | 学童クラブ                             | 平成22年4月～ |
| 委託   | N  | 大宮小学童クラブ他2学童クラブ    | 東京都杉並区 | 久我山85名、浜田山第二45名、大宮小45名            | 平成24年4月～ |
| 助成   | N  | 青井わくわくクラブ          | 東京都足立区 | 学童クラブ。親子ひろば事業                     | 平成15年1月～ |
| 助成   | N  | 中島根学童保育室           | 東京都足立区 | 学童クラブ。はつらつ親子ひろば事業。中島根小学校内併設       | 平成16年4月～ |
| 助成   | N  | 東和わくわくクラブ          | 東京都足立区 | 学童クラブ。東和銀座商店街の空き店舗を活用             | 平成17年4月～ |
| 助成   | N  | 谷中わくわくクラブ          | 東京都足立区 | 学童クラブ。空き事務所を活用                    | 平成17年4月～ |
| 助成   | N  | 日の出わくわくクラブ         | 東京都足立区 | 学童クラブ                             | 平成22年4月～ |
| 指定管理 | N  | 新田学童クラブ            | 東京都足立区 | 学童クラブ                             | 平成23年4月～ |
| 指定管理 | N  | 足立区新田学園第一学童保育室     | 東京都足立区 | 学童クラブ                             | 平成30年4月～ |
| 指定管理 | N  | 足立区新田学園第二学童保育室     | 東京都足立区 | 学童クラブ                             | 平成26年4月～ |
| 委託   | N  | 子育てサロン(2ヶ所)関原・東保木間 | 東京都足立区 | 親子広場                              | 平成27年4月～ |
| 指定管理 | N  | 足立区さかえっこ学童保育室      | 東京都足立区 | 学童クラブ                             | 平成29年4月～ |
| 委託   | N  | 荒川区峡田学童クラブ         | 東京都荒川区 | 峡田ふれあい館併設学童クラブ。児童館はふれあい館指定管理に含まれる | 平成23年4月～ |
| 指定管理 | N  | 荒川区第六瑞光小にこにこすくーる   | 東京都荒川区 | 放課後こどもプラン                         | 平成28年4月～ |

公共施設の管理・運営実績一覧（委託事業・指定管理事業）

（別添1）

|      | 法人 | 件名                         | 自治体    | 事業内容  | 期間       |
|------|----|----------------------------|--------|---|----------|
| 補助金  | N  | 新小岩保育ママスペース「結」と子育てひろば「りぼん」 | 東京都葛飾区 | 家庭福祉員によるグループ型保育を行うスペース。子育てひろば                 | 平成26年4月～ |
| 指定管理 | N  | 葛飾区子育てひろば・親子カフェ            | 東京都葛飾区 | 健康プラザかつしか内施設                                  | 平成23年7月～ |
| 委託   | N  | 豊洲三丁目学童クラブ                 | 東京都江東区 | 学童クラブ   | 平成19年4月～ |
| 委託   | N  | 浅間堅川学童クラブ                  | 東京都江東区 | 学童クラブ   | 平成21年4月～ |
| 委託   | N  | きっずクラブ三大                   | 東京都江東区 | 放課後子ども教室機能と学童クラブ機能をもつ2種類の登録制。H26大島九丁目学童より名称変更 | 平成21年4月～ |
| 委託   | N  | きっずクラブ豊北                   | 東京都江東区 | 放課後子ども教室機能と学童クラブ機能をもつ2種類の登録制。豊洲北小学校内併設        | 平成21年4月～ |
| 委託   | N  | きっずクラブ浅堅                   | 東京都江東区 | 放課後子ども教室機能と学童クラブ機能をもつ2種類の登録制                  | 平成27年4月～ |
| 指定管理 | N  | 江東区平野児童館                   | 東京都江東区 | 深川ふれあいセンター併設。平野児童館                            | 平成28年4月～ |
| 委託   | N  | フレンドリープラザ立川児童館             | 東京都墨田区 | 児童館・学童クラブ（分室含む）。併設学童定員60名、中和分室学童定員40名         | 平成17年4月～ |
| 委託   | N  | フレンドリープラザ立花児童館             | 東京都墨田区 | 児童館・学童クラブ（分室含む）。併設学童定員60名、押上分室学童定員40名         | 平成18年4月～ |
| 委託   | N  | フレンドリープラザ八広はなみずき児童館        | 東京都墨田区 | 児童館・学童クラブ（分室含む）。併設学童定員70名、分室学童定員40名           | 平成18年4月～ |
| 指定管理 | N  | 立川児童館学童クラブ両国分室             | 東京都墨田区 | 学童クラブ   | 平成28年4月～ |
| 指定管理 | N  | 台東区田原子どもクラブ                | 東京都台東区 | 学童クラブ   | 平成28年4月～ |
| 委託   | N  | 榎町学童クラブ                    | 東京都新宿区 | 学童クラブ。平成21年3月までは併設の児童館も受託                     | 平成16年4月～ |

公共施設の管理・運営実績一覧（委託事業・指定管理事業）

（別添1）

|      | 法人 | 件名                             | 自治体     | 事業内容  | 期間        |
|------|----|--------------------------------|---------|---|-----------|
| 指定管理 | N  | 早稲田南町児童館                       | 東京都新宿区  | 児童館・学童クラブ（早稲田南町学童クラブ）乳幼児サークル等含。               | 平成16年4月～  |
| 委託   | N  | 富久小学校内学童クラブ                    | 東京都新宿区  | 学童クラブ平成19年5月～放課後児童健全育成事業受託。富久小学校内併設           | 平成17年4月～  |
| 委託   | N  | 落合第四小学校内学童クラブ                  | 東京都新宿区  | 学童保育。放課後子どもひろば併設                              | 平成27年4月～  |
| 指定管理 | N  | 文京区根津小学校放課後全児童向け事業（アクティ<br>根津） | 東京都文京区  | 放課後の児童の安全・安心な居場所の確保を目的とした事業                   | 平成28年4月～  |
| 委託   | N  | 大田区立本蒲田児童館                     | 東京都大田区  | 児童館・学童クラブ                                     | 平成25年4月～  |
| 委託   | N  | 大田区千鳥児童館                       | 東京都大田区  | 児童館   | 平成27年4月～  |
| 委託   | N  | 大田区矢口東放課後ひろば・道塚放課後ひろば          | 東京都大田区  | 学童保育（矢口東小学校内・道塚小学校内）。放課後子ども教室（矢口東小学校内・道塚小学校内） | 平成27年4月～  |
| 委託   | N  | 大田区三光学童クラブ                     | 東京都大田区  | 学童クラブ   | 平成27年4月～  |
| 指定管理 | N  | 大田区東蒲小学校放課後ひろば                 | 東京都大田区  | 学童保育  | 平成28年4月～  |
| 指定管理 | N  | 大田区放課後ひろば（東浦小・千鳥小・蒲田小）         | 東京都大田区  | 学童保育  | 平成29年4月～  |
| 委託   | N  | 放課GO→クラブしろかねのおか                | 東京都港区   | 放課後児童健全育成事業。平成25年4月～三光小・神応小統廃合のため、しろかねのおかを新設  | 平成27年4月～  |
| 指定管理 | N  | 国分寺市第二光町学童保育所                  | 東京都国分寺市 | 学童クラブ   | 平成19年11月～ |
| 指定管理 | N  | 国分市児童館・学童（2ヶ所）                 | 東京都国分寺市 | ひかり児童館（光公民館・図書館併設複合施設）、第一光町学童保育所6、第三泉町学童保育所   | 平成24年4月～  |
| 指定管理 | N  | 国分寺もとまち児童館・東元町学童クラブ            | 東京都国分寺市 | 児童館・学童クラブ                                     | 平成25年4月～  |

公共施設の管理・運営実績一覧（委託事業・指定管理事業）

（別添1）

|      | 法人 | 件名                        | 自治体     | 事業内容                               | 期間        |
|------|----|---------------------------|---------|------------------------------------|-----------|
| 指定管理 | N  | 国分寺市学童保育所(4ヶ所)            | 東京都国分寺市 | 第一東恋ヶ窪、第二東恋ヶ窪、日吉町、西恋ヶ窪の4ヶ所。学校内併設学童 | 平成26年4月～  |
| 指定管理 | N  | 小平市立学童クラブ(2ヶ所)            | 東京都小平市  | 六小学童クラブ第2・学園東小学童クラブ第2              | 平成23年4月～  |
| 指定管理 | N  | 小平市学童クラブ(2ヶ所)             | 東京都小平市  | 十一小学童クラブ、十五小学童クラブ                  | 平成28年4月～  |
| 指定管理 | N  | 立川市幸児童館                   | 東京都立川市  | 児童館                                | 平成21年4月～  |
| 指定管理 | N  | 立川市子ども未来センター              | 東京都立川市  | 一時預かり、子育て広場、子育て地域啓発事業              | 平成24年12月～ |
| 指定管理 | N  | 立川市高松児童館                  | 東京都立川市  | 児童館                                | 平成24年4月～  |
| 指定管理 | N  | 立川若葉児童館・学童クラブ             | 東京都立川市  | 児童館・学童クラブ                          | 平成25年4月～  |
| 指定管理 | N  | 立川西砂児童館・松中学童クラブ           | 東京都立川市  | 児童館・学童クラブ                          | 平成25年4月～  |
| 指定管理 | N  | 立川市羽衣児童館・学童保育、富士見児童館・学童保育 | 東京都立川市  | 学童、児童館                             | 平成26年4月～  |
| 指定管理 | N  | 八王子市由木東小学童保育所             | 東京都八王子市 | 学童クラブ                              | 平成18年4月～  |
| 指定管理 | N  | 八王子市上柚木小学童保育所             | 東京都八王子市 | 学童クラブ                              | 平成21年4月～  |
| 指定管理 | N  | 八王子市元八王子東小学童保育所           | 東京都八王子市 | 学童クラブ                              | 平成23年4月～  |
| 指定管理 | N  | 八王子市由井かたくら学童保育所           | 東京都八王子市 | 学童クラブ                              | 平成23年4月～  |
| 指定管理 | N  | 福生市田園児童館                  | 東京都福生市  | 児童館・併設学童クラブ                        | 平成19年4月～  |

公共施設の管理・運営実績一覧（委託事業・指定管理事業）

（別添1）

|      | 法人 | 件名                     | 自治体        | 事業内容  | 期間       |
|------|----|------------------------|------------|---|----------|
| 指定管理 | N  | 福生市武蔵野台児童館             | 東京都福生市     | 児童館・併設学童クラブ   | 平成19年4月～ |
| 指定管理 | N  | 福生市熊川児童館               | 東京都福生市     | 児童館・併設学童クラブ   | 平成19年4月～ |
| 指定管理 | N  | 町田市南第一さくら学童保育クラブ       | 東京都町田市     | 南第一さくら学童保育クラブ(南第一小学校内)  | 平成28年4月～ |
| 指定管理 | N  | 町田市立木曽子どもクラブ           | 東京都町田市     | 児童館   | 平成30年4月～ |
| 委託   | N  | しんめい児童館                | 東京都日野市     | 児童館   | 平成29年4月～ |
| 委託   | N  | 相模原市放課後教室ウキウキファイブ      | 神奈川県相模原市   | 民間児童クラブ   | 平成24年4月～ |
| 指定管理 | N  | 平塚市大野小学校区放課後児童クラブ      | 神奈川県平塚市    | 学童クラブ   | 平成25年4月～ |
| 指定管理 | N  | 平塚市豊田小学校区放課後児童クラブ      | 神奈川県平塚市    | 放課後児童クラブ、豊田分庁舎・子育て支援センター内設置   | 平成26年4月～ |
| 指定管理 | N  | 平塚市中原小学校区放課後児童クラブ      | 神奈川県平塚市    | 中原小学校区放課後児童クラブ  | 平成28年4月～ |
| 委託   | N  | 横浜市奈良小放課後キッズクラブ        | 神奈川県横浜市青葉区 | 小学校施設を活用して、「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所です。※留守家庭児童も対象、午後5時以降参加者はおやつ有 | 平成27年4月～ |
| 助成   | N  | 横浜市森の台キッズルーム           | 神奈川県横浜市緑区  | 学童保育(助成金事業)   | 平成27年4月～ |
| 委託   | N  | 綾瀬市放課後児童健全育成事業落合小児童クラブ | 神奈川県綾瀬市    | 学童保育  | 平成29年4月～ |
| 指定管理 | N  | ごゆ児童館                  | 愛知県豊川市     | 児童館・新設  | 平成25年4月～ |
| 指定管理 | N  | 多治見市笠原児童館              | 岐阜県多治見市    | 児童館・新設、地域子育て支援拠点事業(ひろば型)併設(2.941千円/年)                                   | 平成22年4月～ |

公共施設の管理・運営実績一覧（委託事業・指定管理事業）

（別添1）

|      | 法人 | 件名                    | 自治体     | 事業内容   | 期間        |
|------|----|-----------------------|---------|--|-----------|
| 指定管理 | N  | 多治見市児童館・児童センター        | 岐阜県多治見市 | 脇之島児童センター、市之倉児童センター、坂上児童館、中央児童館  | 平成23年4月～  |
| 指定管理 | N  | 上田市児童クラブ及び上田市真田児童館    | 長野県上田市  | 児童館・全児童対象(放課後こども教室事業)(清里、長、川西、川辺北、川辺南、神川、塩川、塩尻、塩田西、菅平、西部、清明、傍陽、東部、東部南、中塩田、西内、東塩田、豊殿、豊殿ひろば、丸子北、丸子 | 平成21年4月～  |
| 委託   | N  | 上田市豊殿親子ひろば            | 長野県上田市  | おやこ広場  | 平成21年7月～  |
| 指定管理 | N  | 篠ノ井こども広場              | 長野県長野市  | おやこ広場  | 平成22年4月～  |
| 指定管理 | N  | 松本市児童館・児童センター         | 長野県松本市  | 児童センター(内田、岡田、中山)、児童館(寿台、南郷、元町)   | 平成19年4月～  |
| 指定管理 | N  | 松本市旭町小学校放課後児童クラブ      | 長野県松本市  | 放課後児童クラブ   | 平成29年4月～  |
| 指定管理 | N  | 新潟市白根児童センター           | 新潟県新潟市  | 児童館。アリーナ、乳幼児室、遊戯室、集会室、図書室、静養室等   | 平成19年9月～  |
| 指定管理 | N  | 新潟市亀田東児童館             | 新潟県新潟市  | 児童館  | 平成20年4月～  |
| 指定管理 | N  | 新潟市味方児童館              | 新潟県新潟市  | 児童館  | 平成21年4月～  |
| 委託   | N  | 東区プラザフリースペース「わいわいひろば」 | 新潟県新潟市  | 未就学児とその保護者、小学1、2年生を対象とした子育てひろば。幼児一時保育  | 平成23年10月～ |
| 指定管理 | N  | 新潟市白根北児童館             | 新潟県新潟市  | 児童館  | 平成24年2月～  |
| 指定管理 | N  | 新潟市白根南児童館             | 新潟県新潟市  | 児童館  | 平成27年4月～  |
| 指定管理 | N  | 新潟市白根ひまわりクラブ          | 新潟県新潟市  | 放課後児童クラブ(学童クラブ)。白根ひまわりクラブ第1(白根児童センター内)。白根ひまわりクラブ第2(白根小学校敷地内)                                     | 平成28年4月～  |
| 委託   | N  | 福井市放課後児童クラブ           | 福井県福井市  | 学童クラブ(中藤・社南・清明・豊・中藤第2・清たん・豊第2・清水南・東安居・森田第3)  | 平成20年4月～  |

公共施設の管理・運営実績一覧（委託事業・指定管理事業）

（別添1）

|      | 法人 | 件名                  | 自治体     | 事業内容   | 期間       |
|------|----|---------------------|---------|--|----------|
| 指定管理 | 企  | のびっ子笠縫              | 滋賀県草津市  | 学童クラブ、学童サポーター養成講座開講  | 平成18年4月～ |
| 指定管理 | 企  | のびっ子草津              | 滋賀県草津市  | 学童クラブ  | 平成21年4月～ |
| 指定管理 | 企  | のびっ子大路              | 滋賀県草津市  | 学童クラブ  | 平成21年4月～ |
| 指定管理 | 企  | 草津市のびっこ常盤           | 滋賀県草津市  | 児童育成クラブ。のびっこ常盤60名、のびっこ草津60名、のびっこ大路90名                              | 平成24年4月～ |
| 委託   | 企  | つどいの広場              | 滋賀県草津市  | 草津市地域子育て支援拠点事業   | 平成21年4月～ |
| 指定管理 | 企  | 甲賀市児童クラブ            | 滋賀県甲賀市  | 大原児童クラブ、甲南そまっこ児童クラブ、甲南わくわく児童クラブ、甲南なかよし児童クラブ、小原つばさ児童クラブ、雲井くもっこ児童クラブ | 平成24年4月～ |
| 指定管理 | 企  | 甲賀市児童クラブ            | 滋賀県甲賀市  | 児童育成クラブ(信楽)  | 平成27年4月～ |
| 指定管理 | N  | 桜井市学童クラブ            | 奈良県桜井市  | 学童クラブ(初瀬・大福)   | 平成29年4月～ |
| 指定管理 | 企  | 西宮市留守家庭児童育成センター     | 兵庫県西宮市  | 鳴尾東留守家庭児童育成センター、甲子園浜留守家庭児童育成センター                                   | 平成26年4月～ |
| 指定管理 | 企  | 長岡京市長岡第十小学校放課後児童クラブ | 京都府長岡京市 | 保護者が就労などにより昼間、家庭にいない児童に対し、放課後の健全育成を図ることを目的として、各小学校敷地内で放課後児童クラブを開設  | 平成29年4月～ |
| 指定管理 | N  | 倉吉市西郷児童クラブみらい       | 鳥取県倉吉市  | 学童クラブ  | 平成28年4月～ |
| 委託   | N  | 三原市放課後児童クラブ         | 広島県三原市  | 学童クラブ(三原・沼田東・沼田東第二・沼田・駅前・久井・大和・船木・円一・円一第二・円一第三)                    | 平成20年4月～ |
| 指定管理 | N  | 春日市指定児童センター         | 福岡県春日市  | 児童館(光町・毛勝・白水児童センター)  | 平成21年4月～ |
| 委託   | N  | 東区香椎子どもプラザ          | 福岡県福岡市  | 親子広場   | 平成18年1月～ |

公共施設の管理・運営実績一覧（委託事業・指定管理事業）

（別添1）

|            | 法人 | 件名                    | 自治体    | 事業内容   | 期間       |
|------------|----|-----------------------|--------|--|----------|
| 委託         | N  | 博多区山王子どもプラザ           | 福岡県福岡市 | 親子広場   | 平成19年2月～ |
| 委託         | N  | 東区東浜子どもプラザ            | 福岡県福岡市 | 親子広場   | 平成22年3月～ |
| 委託         | N  | 博多区博多南子どもプラザ          | 福岡県福岡市 | 親子広場   | 平成22年3月～ |
| 委託         | N  | 津屋崎小第3・4学童保育所         | 福岡県福津市 | 学童保育所  | 平成30年4月～ |
| 委託         | N  | 西区徳永子どもプラザ            | 福岡県福岡市 | 親子広場   | 平成22年3月～ |
| 委託         | N  | 放課後等遊び場づくり事業「わいわい広場」  | 福岡県福岡市 | 放課後の遊び場。香椎東小(東区)、席田小(博多区)、東光小(博多区)、鳥飼小(城南区)、百道小(早良区)、愛宕小(西区)、金武小(西区) | 平成23年4月～ |
| 委託         | N  | 放課後等遊び場づくり事業「わいわい広場」  | 福岡県福岡市 | 放課後の遊び場。那珂南小(博多区)、福浜小(中央区)、大楠小(南区)、城南小(城南区)、原小(早良区)、西陵小(西区)          | 平成23年9月～ |
| 委託         | N  | 放課後等遊び場づくり事業          | 福岡県福岡市 | 放課後の遊び場  | 平成24年8月～ |
| 指定管理       | N  | 福岡市わいわい広場・放課後ひろば      | 福岡県福岡市 |  | 平成25年4月～ |
| 委託         | N  | 放課後等遊び場づくり事業「わいわい広場」  | 福岡県福岡市 | 放課後の遊び場。大原小(相良区)、高宮小(中央区)、若宮市(東区)、周船寺小(西区)                           | 平成27年4月～ |
| 委託         | N  | 緑が丘地区子育て支援センター「ピクニック」 | 長崎県長崎市 | 親子広場   | 平成20年4月～ |
| 補助         | N  | 南大分校区ぼてとクラブ           | 大分県大分市 | 放課後児童クラブ(市補助事業)  | 平成29年4月～ |
| <b>保育園</b> |    |                       |        |  |          |
| 委託         |    | 釧路市立釧路総合病院院内保育所       | 北海道釧路市 | 院内保育所  | 平成25年4月～ |

公共施設の管理・運営実績一覧（委託事業・指定管理事業）

（別添1）

|      | 法人 | 件名                      | 自治体      | 事業内容  | 期間        |
|------|----|-------------------------|----------|---|-----------|
| 委託   | N  | 長町病院院内保育所おひさまルーム        | 宮城県仙台市   | 認可外保育園。宮城厚生協会長町病院院内保育所                            |           |
|      | N  | 太白だんだん保育園               | 宮城県仙台市   | 小規模保育B型。共生型施設太白だんだん内設置                            | 平成27年4月～  |
|      | 企  | 三日町陽だまり保育所              | 山形県山形市   | 認証保育園。健常児と、障がい児との統合保育の実施。高齢者介護保険適用デイサービスと併設       | 平成16年6月～  |
|      | N  | こども館くれよん ういるサポートハウスひまわり | 栃木県那須塩原市 | 児童発達支援事業、放課後等ディサービス、病後児保育                         |           |
|      | N  | こども館くれよん                | 栃木県那須塩原市 | 託児、学童保育、病後児保育、児童ディサービス                            |           |
|      | N  | ぴーす                     | 栃木県那須塩原市 | 2000年～認可外の地域保育所としてスタート。2015/4～小規模保育B型。こども館くれよん内併設 |           |
| 指定管理 | N  | 板橋区立こぶし保育園              | 東京都板橋区   | 認可保育園。延長保育、要支援児保育。公設民営、平成17年度新設、住宅供給公社            | 平成17年6月～  |
| 補助   | N  | なでしこ小規模保育園              | 東京都板橋区   | 小規模保育B型   | 平成26年12月～ |
|      | N  | 新小岩保育室 結                | 東京都葛飾区   | 小規模保育A型。子育てひろばりぼんと併設                              |           |
| 補助   | N  | 亀戸のびっこ保育園               | 東京都江東区   | 認証保育園   | 平成20年4月～  |
| 補助   | N  | 新大橋のびっこ保育園              | 東京都江東区   | 認証保育園   | 平成23年4月～  |
| 委託   | N  | 渋谷区立西原ほほえみ保育室           | 東京都渋谷区   | 認可外保育園。公設民営                                       | 平成27年7月～  |
| 委託   | N  | 渋谷区立笹幡保育室               | 東京都渋谷区   | 認可外保育園。公設民営                                       | 平成24年4月～  |
| 委託   | N  | 榎町子ども家庭支援センターひろば型一時保育   | 東京都新宿区   | 榎町子ども家庭支援センター内一時保育                                | 平成26年4月～  |

公共施設の管理・運営実績一覧（委託事業・指定管理事業）

（別添1）

|      | 法人 | 件名                   | 自治体     | 事業内容   | 期間        |
|------|----|----------------------|---------|--|-----------|
| 委託   | N  | みなと子育て応援プラザPOKKE     | 東京都港区   | ショートステイ事業、トワイライトステイ事業、子育て広場事業、乳幼児一時預り事業                              | 平成20年10月～ |
| 委託   | N  | みなと保育サポート東麻布         | 東京都港区   | 廃校施設を活用の待機児対策施設。保護者のパートタイム勤務や短時間、継続的勤務、職業訓練、就学等により、家庭による育児が困難な児童を対象。 | 平成26年4月～  |
| 委託   | N  | 東麻布保育室               | 東京都港区   | 港区緊急暫定保育室  | 平成19年10月～ |
| 指定管理 | N  | 西東京市芝久保保育園           | 東京都西東京市 | 認可保育園  | 平成27年4月～  |
| 委託   | 企  | 森の病児保育室たまほく          | 東京都東村山市 | 病児・病後児保育   |           |
| 助成金  | N  | 東村山市しんあきつ保育園         | 東京都東村山市 | 小規模保育B型  | 平成27年4月～  |
| 委託   | 企  | たんぼぼ保育園              | 東京都東村山市 | 東京都多摩北部医療センター院内保育園。24時間保育（週2日）                                       | 平成元年～     |
| 委託   | 企  | たけのこ保育園              | 神奈川県川崎市 | 院内保育室（病院とは別の場所で運営）   |           |
| 委託   | セ  | 医療生協かながわ保育室ぴーす       | 神奈川県川崎市 | 戸塚病院の院内保育室（病院とは別の場所で運営）  |           |
| 委託   | N  | 愛媛生協病院 病児・病後児保育わたぼうし | 愛媛県松山市  |  | 平成27年11月～ |
| 委託   | N  | ぶどうの樹                | 愛媛県松山市  | 2005年～認可外の地域保育所としてスタート。2015/4～認可保育所                                  | 平成27年4月～  |
| 委託   | N  | 愛媛生協病院 院内保育にこにこ      | 愛媛県松山市  | 定期利用1歳から3歳まで。一時利用1歳から3年生まで   | 平成27年8月～  |
| 委託   | N  | ひよこのおうち              | 鹿児島県奄美市 | 小規模保育B型  |           |
| 委託   | N  | 森のおうちくっかる            | 鹿児島県奄美市 | 小規模保育B型  |           |

公共施設の管理・運営実績一覧（委託事業・指定管理事業）

（別添1）

|                   | 法人 | 件名               | 自治体     | 事業内容  | 期間       |
|-------------------|----|------------------|---------|---|----------|
| 委託                | N  | 地域子育て広場ぴっぴ       | 沖縄県名護市  | 認可外保育   |          |
| <b>コミュニティ施設関連</b> |    |                  |         |   |          |
| 指定管理              | N  | 札幌市はちけん地区センター    | 北海道札幌市  | 地域住民のコミュニティ活動・生涯学習の促進、福祉の増進の拠点                    | 平成18年4月～ |
| 指定管理              | N  | 札幌市里塚・美しが丘地区センター | 北海道札幌市  | 地域住民のコミュニティ活動・生涯学習の促進、福祉の増進の拠点                    | 平成20年4月～ |
| 指定管理              | N  | 札幌市北区民センター       | 北海道札幌市  | 地域住民のコミュニティ活動・生涯学習の促進、福祉の増進の拠点                    | 平成22年4月～ |
| 指定管理              | N  | 札幌市篠路コミュニティセンター  | 北海道札幌市  | 地域住民のコミュニティ活動・生涯学習の促進、福祉の増進の拠点                    | 平成22年4月～ |
| 指定管理              | N  | 札幌市新琴似・新川地区センター  | 北海道札幌市  | 地域住民のコミュニティ活動・生涯学習の促進、福祉の増進の拠点                    | 平成22年4月～ |
| 指定管理              | N  | 札幌市厚別西地区センター     | 北海道札幌市  | 地域住民のコミュニティ活動・生涯学習の促進、福祉の増進の拠点                    | 平成22年4月～ |
| 指定管理              | N  | 苫小牧市コミュニティセンター   | 北海道苫小牧市 | 地域住民の生活・文化・教養の向上、福祉・健康の増進の拠点。（豊川・沼ノ端・住吉・のぞみ）      | 平成20年4月～ |
| 指定管理              | N  | 苫小牧市文化交流センター     | 北海道苫小牧市 | 地域住民の生活・文化・教養の向上、福祉・健康の増進の拠点                      | 平成22年4月～ |
| 指定管理              | N  | 階上町農村活性化センター     | 青森県階上町  | 農林水産物の展示及び販売、特産物の宣伝活動                             | 平成24年4月～ |
| 指定管理              | N  | わくわく西の城          | 千葉県神崎町  | 地域の振興・活性化の拠点、生涯安心の人にやさしい健康福祉のまちづくりの拠点。研修等、宿泊棟、体育館 | 平成24年4月～ |
| 指定管理              | N  | 白井市白井駅前センター      | 千葉県白井市  | 公民館・老人憩いの家・児童館の複合施設                               | 平成21年4月～ |
| 指定管理              | N  | 白井市西白井複合センター     | 千葉県白井市  | 公民館・老人憩いの家・児童館の複合施設                               | 平成22年4月～ |

公共施設の管理・運営実績一覧（委託事業・指定管理事業）

（別添1）

|      | 法人 | 件名                          | 自治体     | 事業内容   | 期間              |
|------|----|-----------------------------|---------|--|-----------------|
| 指定管理 | N  | 市民活動センターまちなか交流センター<br>おやま〜る | 栃木県小山市  | ボランティア活動等の中間支援事業を行う「市民活動センター」                            | 平成27年4月～        |
| 指定管理 | N  | 荒川区峡田ふれあい館                  | 東京都荒川区  | 乳幼児から高齢者まで、多世代区民の交流、自主的な活動ができる地域コミュニティの拠点。児童館・学童併設（業務委託） | 平成23年4月～        |
| 指定管理 | N  | 荒川区尾久ふれあい館                  | 東京都荒川区  | 乳幼児から高齢者まで、多世代区民の交流、自主的な活動ができる地域コミュニティの拠点。学童併設（業務委託）     | 平成24年4月～        |
| 指定管理 | N  | 深川ふれあいセンター・平野児童館            | 東京都江東区  | 深川ふれあいセンター併設   | 平成28年4月～        |
| 指定管理 | N  | 早稲田南地域交流館・児童館・学童クラブ         | 東京都新宿区  | 地域交流館・児童館。学童併設   | 平成16年4月～        |
| 指定管理 | N  | 中町地域交流館・児童館・学童クラブ           | 東京都新宿区  | 地域交流館・児童館。学童併設   | 平成25年4月～        |
| 指定管理 | N  | 北山伏地域交流館・児童館・学童クラブ          | 東京都新宿区  | 地域交流館・児童館。学童併設   | 平成26年4月～        |
| 指定管理 | N  | 福生市田園会館                     | 東京都福生市  |  | 平成19年4月～        |
| 指定管理 | N  | 横浜市権太坂コミュニティハウス             | 神奈川県横浜市 | 地域住民の自主的な活動と相互交流の拠点。集会室・地域活動室・学習室・図書コーナー他                | 平成19年9月～        |
| 指定管理 | N  | 横浜市常盤台コミュニティハウス             | 神奈川県横浜市 | 地域住民の自主的な活動と相互交流の拠点。集会室・プレイルーム・学習室他                      | 平成21年10月～       |
| 指定管理 | N  | 横浜市上白根コミュニティハウス             | 神奈川県横浜市 | 地域住民の自主的な活動と相互交流の拠点。会議室・交流ロビー・厨房他                        | 平成21年3月～        |
| 指定管理 | N  | 平和マレットゴルフ場                  | 岐阜県多治見市 | 生涯スポーツ   | 平成23年4月～        |
| 指定管理 | N  | 新潟市南区白根健康福祉センター             | 新潟県新潟市  | 地域住民のコミュニティ活動・生涯学習の促進、福祉の増進の拠点                           | 平成25年1月～        |
| 指定管理 | N  | 新潟市江南区福祉センター                | 新潟県新潟市  | 地域福祉推進の拠点、市民活動・交流の拠点、ボランティア活動の拠点施設。子育て支援センター併設           | 平成27年4月～平成30年3月 |

公共施設の管理・運営実績一覧（委託事業・指定管理事業）

（別添1）

|      | 法人 | 件名                | 自治体     | 事業内容   | 期間              |
|------|----|-------------------|---------|--|-----------------|
| 指定管理 | N  | いきいき健康福祉センター      | 山梨県西桂町  | 乳幼児から高齢者に至るまで、障害の有無に関わらず、楽しく集える居場所                       | 平成29年4月～        |
| 指定管理 | N  | ふれあいサロン           | 岡山県津山市  | 高齢者相互のふれあいと世代を超えた交流の拠点。日帰り温泉施設                           | 平成21年4月～        |
| 指定管理 | N  | 広島市吉島福祉センター       | 広島県広島市  | 生活文化の向上と社会福祉の推進拠点  | 平成18年4月～平成30年3月 |
| 指定管理 | N  | 広島市祇園福祉センター       | 広島県広島市  | 社会福祉その他住民の生活の維持向上のための各種相談・教養・レクリエーション・会議などの便宜を提供。        | 平成26年4月～        |
| 指定管理 | N  | 高知市弥右衛門ふれあいセンター   | 高知県高知市  | 地域の発展とまちづくりを見通したコミュニティ活動の拠点的な施設。                         | 平成30年4月～        |
| 指定管理 | N  | 高知市鏡文化ステーション      | 高知県高知市  | 施設内には、温泉、レストラン、図書館、公民館が併設する複合施設。                         | 平成30年4月～        |
| 指定管理 | N  | 久留米市市民活動サポートセンター  | 福岡県久留米市 | 市民活動の活性化による協働のまちづくりの実現に寄与することを目的。                        | 平成26年4月～        |
| 指定管理 | N  | 大牟田市市民活動支援センターえるる | 福岡県大牟田市 | 社会的な課題解決に向けて、自主的・自発的に公益の増進に寄与することを目的に活動を行っている団体のための拠点施設。 | 平成29年4月～        |

就労支援関連

|    |   |                    |         |  |                 |
|----|---|--------------------|---------|--|-----------------|
| 委託 | N | あさひかわ若者サポートステーション  | 北海道旭川市  | 若者の自立・就労支援、相談窓口。社会と接点を作り難い若者を行政・企業・地域社会とのネットワークの中で支援する | 平成20年～          |
| 委託 | N | くしろ若者サポートステーション    | 北海道釧路市  | 若者の自立・就労支援、相談窓口。社会と接点を作り難い若者を行政・企業・地域社会とのネットワークの中で支援する | 平成21年4月～        |
| 委託 | N | とまこまい若者サポートステーション  | 北海道苫小牧市 | 若者の自立・就労支援、相談窓口。社会と接点を作り難い若者を行政・企業・地域社会とのネットワークの中で支援する | 平成23年4月～平成30年3月 |
| 委託 | N | あおもり若者サポートステーション   | 青森県青森市  | 若者の自立・就労支援、相談窓口。社会と接点を作り難い若者を行政・企業・地域社会とのネットワークの中で支援する | 平成28年4月～平成30年3月 |
| 委託 | N | はちのへ地域若者サポートステーション | 青森県八戸市  | 若者の自立・就労支援、相談窓口。社会と接点を作り難い若者を行政・企業・地域社会とのネットワークの中で支援する | 平成25年4月～        |

公共施設の管理・運営実績一覧（委託事業・指定管理事業）

（別添1）

|    | 法人 | 件名                   | 自治体     | 事業内容   | 期間       |
|----|----|----------------------|---------|--|----------|
| 委託 | N  | 石巻地域若者サポートステーション     | 宮城県石巻市  | 若者の自立・就労支援、相談窓口。社会と接点を作り難い若者を行政・企業・地域社会とのネットワークの中で支援する | 平成25年4月～ |
| 委託 | 企  | みやぎ北若者サポートステーション     | 宮城県大崎市  | 若者の自立・就労支援、相談窓口。社会と接点を作り難い若者を行政・企業・地域社会とのネットワークの中で支援する | 平成19年～   |
| 委託 | N  | 深谷地域若者サポートステーション     | 埼玉県深谷市  | 若者の自立・就労支援、相談窓口。社会と接点を作り難い若者を行政・企業・地域社会とのネットワークの中で支援する | 平成25年4月～ |
| 委託 | N  | ちば北総地域若者サポートステーション   | 千葉県成田市  | 若者の自立・就労支援、相談窓口。社会と接点を作り難い若者を行政・企業・地域社会とのネットワークの中で支援する | 平成24年4月～ |
| 委託 | N  | しんじゆく若者サポートステーション    | 東京都新宿区  | 若者の自立・就労支援、相談窓口。社会と接点を作り難い若者を行政・企業・地域社会とのネットワークの中で支援する | 平成20年～   |
| 委託 | N  | せたがや若者サポートステーション     | 東京都世田谷区 | 若者の自立・就労支援、相談窓口。社会と接点を作り難い若者を行政・企業・地域社会とのネットワークの中で支援する | 平成21年4月～ |
| 委託 | N  | 春日井地域若者サポートステーション    | 愛知県春日井市 | 若者の自立・就労支援、相談窓口。社会と接点を作り難い若者を行政・企業・地域社会とのネットワークの中で支援する | 平成25年4月～ |
| 委託 | N  | いちのみや地域若者サポートステーション  | 愛知県一宮市  | 若者の自立・就労支援、相談窓口。社会と接点を作り難い若者を行政・企業・地域社会とのネットワークの中で支援する | 平成30年4月～ |
| 委託 | 企  | 下越地域若者サポートステーション     | 新潟県新発田市 | 若者の自立・就労支援、相談窓口。社会と接点を作り難い若者を行政・企業・地域社会とのネットワークの中で支援する | 平成25年4月～ |
| 委託 | 企  | 新潟地域若者サポートステーション     | 新潟県新潟市  | 若者の自立・就労支援、相談窓口。社会と接点を作り難い若者を行政・企業・地域社会とのネットワークの中で支援する | 平成19年～   |
| 委託 | 企  | 若者サポートステーション豊岡       | 兵庫県豊岡市  | 若者の自立・就労支援、相談窓口。社会と接点を作り難い若者を行政・企業・地域社会とのネットワークの中で支援する | 平成21年4月～ |
| 委託 | N  | ひろしま北部地域若者サポートステーション | 広島県広島市  | 若者の自立・就労支援、相談窓口。社会と接点を作り難い若者を行政・企業・地域社会とのネットワークの中で支援する | 平成25年4月～ |
| 委託 | N  | おかやま若者サポートステーション     | 岡山県岡山市  | 若者の自立・就労支援、相談窓口。社会と接点を作り難い若者を行政・企業・地域社会とのネットワークの中で支援する | 平成26年5月～ |
| 委託 | N  | しまね東部若者サポートステーション    | 島根県松江市  | 若者の自立・就労支援、相談窓口。社会と接点を作り難い若者を行政・企業・地域社会とのネットワークの中で支援する | 平成30年4月～ |

公共施設の管理・運営実績一覧（委託事業・指定管理事業）

（別添1）

|                     | 法人 | 件名                 | 自治体      | 事業内容   | 期間       |
|---------------------|----|--------------------|----------|--|----------|
| 委託                  | N  | かごしま若者サポートステーション   | 鹿児島県鹿児島市 | 若者の自立・就労支援、相談窓口。社会と接点を作り難い若者を行政・企業・地域社会とのネットワークの中で支援する | 平成27年4月～ |
| 委託                  | N  | 霧島・大隅若者サポートステーション  | 鹿児島県霧島市  | 若者の自立・就労支援、相談窓口。社会と接点を作り難い若者を行政・企業・地域社会とのネットワークの中で支援する | 平成27年4月～ |
| 委託                  | N  | 地域若者サポートステーションなご   | 沖縄県名護市   | 若者の自立・就労支援、相談窓口。社会と接点を作り難い若者を行政・企業・地域社会とのネットワークの中で支援する | 平成23年5月～ |
| <b>社会事業授産施設</b>     |    |                    |          |  |          |
| 指定管理                | N  | 長野市信州新町授産センター      | 長野県長野市   | 社会事業授産施設。就労の場、技能習得の場として、自立を支援、通所施設                     | 平成23年4月～ |
| <b>高齢者・障がい者複合施設</b> |    |                    |          |  |          |
| 指定管理                | 企  | 平塚市西部福祉会館          | 神奈川県平塚市  | 老人福祉センターと障がい児デイの複合施設。住民主体による地域福祉の推進と、健康増進・生きがいづくりの拠点   | 平成22年4月～ |
| <b>障がい者福祉関連</b>     |    |                    |          |  |          |
| 指定管理                | 企  | 宇都宮市サン・アビリティーズ     | 栃木県宇都宮市  | 障害者の教養・文化・体育の向上、機能回復・健康増進を図る総合施設                       | 平成18年4月～ |
| 指定管理                | N  | 世田谷区立すまいる梅丘・ほほえみ経堂 | 東京都世田谷区  | 身体障害者のデイサービスセンター（日常介護）。梅丘20名・経堂10名                     | 平成18年4月～ |
| 委託                  | N  | 熊谷ジョブセンター          | 埼玉県熊谷市   | 発達障害者就労支援センター  |          |
| <b>高齢者・子育て複合施設</b>  |    |                    |          |  |          |
| 指定管理                | N  | 目白台総合センター          | 東京都文京区   | 4事業の複合施設。目白台第二児童館（指定管理）、目白台第二育成室（業務委託）、目白台交流館（指定管理）    | 平成18年4月～ |
| 指定管理                | N  | 根津総合センター           | 東京都文京区   | 3事業複合施設。根津児童館（指定管理）、根津育成室（学童保育／業務委託）、根津交流館（指定管理）       | 平成18年4月～ |

## (7) 効率・効果的運営への取組み状況

\*施設利用の促進方策・創意工夫

### 1. 受付対応の方策

初めての来館する方、慣れていない方でも安心して利用できるよう丁寧な対応を心がけています。長年センターに勤務している職員が多く、窓口にて話やすく親しみやすい雰囲気作りを心がけています。また、地域の子どもの、トイレ利用などの立ち寄りの場としての受け入れや、障がいのある方への対応として受付に筆談用紙の設置を行っています。全ての方が利用しやすい施設となるよう取り組んでいます。

センター利用者への好感度を高め、丁寧な対応をしていくために、年に1回以上の「接遇・マナー研修」や「認知症・障がい者対応研修」を実施します。

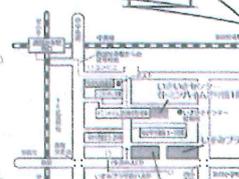
### 2. 情報発信の工夫

多くの地域の方、利用者の方がセンターの事業内容を知ってもらうため、利用内容を記載したポスターを作成し、情報発信を行っています。

ポスターは当法人運営の「国分寺市立福祉センター」内の福祉センター、生きがいセンターとくらに掲示し、利用を促しております。

ポスター ⇒

**国分寺市いきいきセンター  
をご利用ください!**



「国分寺市いきいきセンター」は、軽体操など40歳以上で構成される団体(10人以上)が健康保持・増進を図るための活動で、使用できます。  
施設の管理・運営は、法定管理者である「結束井倉利活動法人ワークスコープ」が行っています。

お問い合わせは、  
☎ (042) 323-5095 (ワークスコープ) までお願いします。

|       |  |                            |                         |
|-------|--|----------------------------|-------------------------|
| ■施設名称 | 国分寺市いきいきセンター                             | ■所在地                       | 幸町2-6-383 (トヨタハイム2階棟1階) |
| ■番号   | (042) 323-5095                           | ■開館時間                      | 午前8時40分～午後5時            |
| ■使用料  | なし                                       | ■予約                        | なし                      |
| ■利用時間 | ① 午前8時40分～午後10時40分<br>② 午後10時40分～午後0時40分 | ③ 午後1時～午後5時<br>④ 午後5時～午後5時 |                         |
| ■休館日  | 毎週月曜 (12月29日～1月3日)                       |                            |                         |

■利用申込み方法 使用する日の前月の立寄日の1日(土・日曜日、祝日の場合は翌平日)から、使用予定日の前々日までご連絡、「いきいきセンター」へお申込みください。

| ■設備の概要 | 定員      | 面積   | 特徴・備品  | 料金                        |
|--------|---------|------|--|---------------------------|
| 1階ホール  | 運動: 30人 | 147㎡ | 軽体操室・柔道・マット40枚<br>剣道室・男子・女子・10人・女子(20人・30人)<br>車いす(10)・バドミントン・ボウリング・ビデオ・マイク・アンプ・ホワイトボード・消火器・電話ボックス | 1,950円<br>1,400円<br>※別途あり |

※市内在住の方で構成され、健康の保持および増進のため活動している登録団体は、使用料が免除になります。  
※利用には団体登録が必要です。  
→登録方法は ワークスコープ: (042) 323-5095 へお問い合わせ下さい。

国分寺市健康福祉推進課  
(042) 321-1801

令和元年9月13日

**いきいきセンター利用者アンケート**

本日は、健康笑いが体操をご利用いただきありがとうございます。  
いきいきセンターでは、皆様にご参加いただけるような自主事業を企画していきたいと考えております。  
今後の参考にさせていただきたいと思っておりますので、皆様のご意見をお聞かせください。  
みなさまの意見を踏まえてよりよい施設運営を目指してまいりますのでよろしくお願いいたします。

1. あなたの事についてお聞かせください。該当するものに○をしてください。

① 年齢代についてお聞かせください。

|        |          |        |
|--------|----------|--------|
| ① 40歳代 | ② 50歳代   | ③ 60歳代 |
| ④ 70歳代 | ⑤ 80歳代以上 |        |

② お住まいの町名をお聞かせください

|       |       |        |        |
|-------|-------|--------|--------|
| ① 真元町 | ② 西元町 | ③ 南町   | ④ 泉町   |
| ⑤ 本町  | ⑥ 本多  | ⑦ 東郷ヶ丘 | ⑧ 西郷ヶ丘 |
| ⑨ 真戸倉 | ⑩ 戸倉  | ⑪ 日吉町  | ⑫ 内藤   |
| ⑬ 富士本 | ⑭ 新町  | ⑮ 島本町  | ⑯ 北町   |
| ⑰ 光町  | ⑱ 島本町 | ⑲ 西町   | ⑳ 市外   |

◆今回から自主事業の参加費は300円と有料となりましたが、参加費300円は貴方がお聞かせください

◆今後、どのような体操の自主事業を聞いてほしいですか

◆体操の講座に参加するなら、どの時間帯が参加しやすいですか

◆その他、ご意見・ご感想などありましたらお書きください。

### 3. 自主事業のアンケート

センターでは、自主事業のアンケートを実施しています。次回実施して欲しい自主事業イベントや運動・介護予防講座等を記入してもらいます。出された意見や要望については次年度の方針作りに活かし、実現に向けて職員で話し合い、全力で応えます。

⇐ 自主事業アンケート (抜粋)

#### 4. 自己評価

法人の運営する他自治体のコミュニティ施設職員、法人本部が相互評価をします。法人では、「よい仕事活性化運動（内部監査）」の取り組みを実施しています。私たちの進める業務を、より客観的に把握する事を目標に、福祉施設の第三者評価項目に従い、総合評価を行い各現場にフィードバックを行いながら、運営改善を目指します。

法人で運営している公共施設でも危機管理担当者を配置し毎月1回、安全管理・危機管理取り組みの共有と対策の検討、研修、相互監査を行っています。

#### 5. 利用者アンケート

利用者の評価は、センターを利用される団体全てにアンケートを実施します。また、毎日の運営の中でも意見箱を設置し常に利用者からの声を受け止めます。利用者からの声・意見を大事にし、出されたものに関してはその都度職員間で共有し、改善をしていきます。

アンケート数は各登録団体の利用者一人ひとりに声かけをし、毎回230枚を目標に集計をします。また、いただいたアンケート結果は速やかに集計し、市主管課担当者への共有を図り、内容をセンターにて掲示し、センターのホームページに公開します。

センター利用アンケート（抜粋）⇒

令和元年11月実施

**国分寺市いきいきセンター利用者アンケート**

「国分寺市いきいきセンター」の管理は、平成30年度より指定管理者である「特定非営利活動法人ワークスコープ」が行っています。この度、施設利用者の皆様のお声をお聞きし、アンケート調査を実施することとなりました。利用者の皆さんの視点による「使いやすい」「サービスの質」等についてお聞きし、よりよい施設運営を目指してまいりたいと考えております。そこで、お忙しいところ誠に恐縮ですが、アンケート調査にご協力くださいます様、宜しくお願い致します。

※以下の設問にお答えください

1 あなたのことについてお聞かせください。該当するものに○をしてください。

(1) 性別   ①男性   ②女性

(2) 年代   ①40歳代   ②50歳代   ③60歳代   ④70歳代  
          ⑤80歳代以上

(3) お住いの町名

|      |       |       |      |      |
|------|-------|-------|------|------|
| ①東光町 | ②西光町  | ③南町   | ④泉町  | ⑤本町  |
| ⑥本多  | ⑦東郷ヶ窪 | ⑧西郷ヶ窪 | ⑨東戸倉 | ⑩戸倉  |
| ⑪白雲町 | ⑫内藤   | ⑬富士本  | ⑭新町  | ⑮豊木町 |
| ⑯北町  | ⑰光町   | ⑱高木町  | ⑲西町  | ⑳市外  |

(4) ご利用頻度もお書きください。  
利用頻度は、年に\_\_\_\_回位・月に\_\_\_\_回位・週に\_\_\_\_回位

2 いきいきセンターをどのようにご利用されていますか？  
該当するものに○をつけてください。(複数回答可)

( ) 整体鍼   ( ) 太極拳   ( ) フォーダンス  
( ) ヨガ   ( ) フラダンス   ( ) リズムダンス  
( ) 福祉活動   ( ) 地域活動  
( ) その他( )

3 ご利用の際の申込み手続きは、いかがですか。  
( ) 大変満足   ( ) 満足   ( ) 普通   ( ) やや不満   ( ) 不満

## (8) 受託への熱意・意欲

### 1. 市民が主人公となれる、真に豊かな公共サービスを目指して

協同組合とは、人々が自主的に結びついた自律（自立）の団体であり、市民が協同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、経済的・社会的・文化的に共通して必要とするものや強い願いを充すことを目的にしています。協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値に基づいています。

失業者の増大と貧困・格差の拡大による無縁社会の広がりや地方経済の疲弊に喘ぐ中で起こった東日本大震災は、人間にとってかけがえのないもの、本当に大切なものは何かを私たちに深く問いかけました。そして熊本地震や近年の気候変動の影響に伴う自然災害被害地域の増加は、災害時における地域復興の在り方を大きく問う事態となっております。

私たちワーカーズコープは、震災後いち早く「東北復興本部」を被災地宮城県に設置し、大資本や大規模な公共事業に頼らない、被災者自身の力による本当の意味での復興を目指して被災地での仕事おこしに当事者の方々と協同して取り組んできました。そして、行政や地域の方々と協同して、その地域のニーズに即した事業所の立ち上げを続けております。そうした中で、世代や障がいの有無問わず誰もが支え合って生きていける「小さな共生社会の創造」と、「ごちゃまぜ支援とみんなのおうち」ほど求められているときはないと確信するに至りました。

国分寺市においても、多様な力を持つ市民が自らの生きがいや地域貢献のために日々様々な活動をおられます。またその反対に、生活に困難を抱え、日々の暮らしに汲々とされている方もたくさんいらっしゃいます。公共施設は、全ての市民がその地域で安心して暮らしていくために、お互いを思いやりながら活動し、そこから地域福祉に寄与する活動をつくり出していく大切な拠点と考えます。私たちは、現在指定管理者として運営している公共施設を「まちづくり」の拠点として位置付け、一人でも多くの市民が2つのセンターの利用を通じて学び合い・支え合いの輪の一員となり、更にそれを地域に広げていくことによって国分寺市が真に豊かで暮らしやすい「まち」であり続けられるよう、「協同」を大切にしたい運営で貢献していきたいと強く願っています。



### 2. 国分寺市での公共施設運営、子育て支援の経験から

私たちワーカーズコープは現在、国分寺市で2つの貸館のセンター、生きがいセンター、2つの児童館と7つの学童保育所を指定管理者として運営しています。また、2017年度には民設民営の学童を開所し、富士本地域に「放課後等デイサービス」を立ち上げ、障がいを持った子ども達とその親を支援しています。2018年度は同地域で民設民営学童を立ち上げ、さらに2021年には放課後等デイサービスを卒

業した利用者の居場所づくりとして、就労支援B型や生活介護施設を立ち上げる予定です。

子育て分野の支援を続けていくなかで、一人ひとりの子どもには実に様々な環境背景や生活背景があることに気付かされます。孤食や母子・父子家庭での困難、多世代同居における介護の問題やダブルケア、障がいを持つ家族の課題等、本当に多くの困難が地域には存在しています。そしてその課題は多様化・複合化し、「一つの課題に対して一つの課題解決」だけでは済まされない複雑化したものとなっており、支援者がどうその課題に向き合い支援を受ける人たち＝地域住民を支えていけるかが大切になっております。

私たちは、児童館や学童保育所、高齢者介護、障がい児者支援施設運営の中だけでは解決できない様々な問題・課題について、新しい福祉社会を創造し、まちづくりを目指す「協同労働の協同組合」として、その課題解決に向けて行政や市民と一緒に取り組んでいくことを模索・提案し、実践を続けています。

### 3. 誰もが住みやすい、安全で豊かな地域社会を目指した取り組み

私たちはこれまで地域社会に溶け込みながら、地域のために必要なあらゆることに取り組み、貢献してきました。そこからさらに近年では「SDGs」(=Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標、P22 参照) や地域循環産業、地域の達人の掘り起しとまちづくり、農福連携、BDF (バイオディーゼル燃料) など、「ごちゃまぜ」な地域共生社会を目指した活動や取り組みが必要であると考え、今日に至っております。地域の中には様々な人たちが暮らし、そこには障がいの有無や子ども・高齢、性差、貧富などの垣根を超えた、ノーマライゼーションの視点に立つ支援が求められております。

誰もが住みやすく安全な地域社会を創っていくために、地域住民が共に参画し、必要ならその支援を受けられる、そこには支援者と支援を受ける人の垣根を超えた「協同総合福祉拠点」の実現が必要不可欠であると考えています。これらの取り組みを通じて、国分寺市のあらゆる地域課題の解決に貢献していきます。



## (9) 事業運営への独創性

\*団体等でしかできない事業提案

今から7年前、「国分寺市立福祉センター・生きがいセンターとくら」指定管理者業務運営を受託した際に掲げた「放課後等デイサービス」を国分寺市内に立ち上げることを目指し、2016年4月に富士本地域で「すてっぴ」を開所しました。2017年4月には、国分寺駅北口に民設民営学童保育所「和みっこクラブ」を開所し、また2018年11月には富士本地域で民設民営学童を立ち上げ、今後はその施設に障がい者就労支援施設の機能を兼ね備えた複合地域支援施設の開所予定です。(写真：放課後等デイサービス「すてっぴ」)



このように私たちは、指定管理者運営を行う中で地域のニーズを掘り起し、その充足に向けて活動しております。私たちは社会的な困難に直面した人たちと協同し、より住みやすい地域社会構築に向けて尽力していく「労働者協同組合」ならではの事業を提案・実現し、全国でその実績を拡げております。

今後は来たる2025年問題「団塊の世代が後期高齢者」となる社会・地域的な課題について、あらゆる側面からの雇用・就労支援をめざし、高齢者ならではの経験や技術を生かした仕事づくり、社会参加を促す場所の提供を、市民と一体となって取り組んでいきます。その実績として、広島では「協同労働プラットフォーム事業」を広島市と協同で取り組みシニア世代の仕事おこしを実現し、また山梨県の西桂町では2018年10月に「第三回地域おこし名人・達人サミット in 西桂」を開催し、シニア世代の活躍を拓く場と事業展開に向けて、現在準備中です。

そして、「共生・ごちゃまぜ支援」をキーワードに、子育て・障がい者・高齢者支援を一体的に行い、地域の誰もが必要とあらばそこにいけば課題解決し、支え合う仕組みを創っております。それは「みんなのおうち構想」として現在全国のワーカーズコープ各地域で企画立案し、あらゆる世代・性別・貧富の差を超えた「ささえあい」の輪を市民と共に創り、誰もが安全で住みやすい地域社会の構築に向けてまいります。

私たち「ワーカーズコープ」は常に地域に根差し、地域を意識した独創性のある取り組みを実践として展開しております。それを踏まえ、この国分寺地域では、現在指定管理者として運営している福祉センター・生きがいセンターの機能を有効活用し、センターでも多世代交流の場、地域交流と支援の場としての展開を図りたいと考えております。

## 1. 「SDGs」

2015年に国連サミットで採択された「SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」は現在、私たちワーカーズコープの活動のなかで一つのアイデンティティとなっているものです。その目標には、貧困をなくすこと、全ての人に健康と福祉を提供すること、住み続けられるまちづくりを推進することなど、「協同労働の協同組合」としてこれまで取り組んだこと、これから取り組んでいきたいことが網羅されております。このSDGsの目標に向かうことで、国分寺地域に住む全ての人たちが安心して暮らせるための活動をワーカーズコープが高い目標をもって担っていきたいと考えております。



## 2. 高齢者就労支援、社会的困難を抱えた人たちが輝ける地域拠点に

ワーカーズコープの母体団体である「労協センター事業団」は、中高年を中心とする失業者の働く場づくりから始まりました。現在その事業・活動は、子ども・中高生・若者・失業者・生活困窮者・障がい者・高齢者など、地域であらゆる困難を抱えて暮らす人たちの必要に応じて様々な分野に広がっています。

私たちはセンターの運営にあたって、高齢者就労支援や就労困難な若者（ニート・引きこもりを含む）を始めとした、働きたくても働く場のない人たち（生活困窮者や障がい者を含む）が地域で輝いて活動できる場をたくさん作り出したいと考えております。現在指定管理者として運営するセンターの就労者は全員65歳以上であり、働ける限り地域で活躍できる場所としての機能を備えた拠点として運営していきます。

## (10) 施設管理の安全性への配慮

\*有資格者の常駐・施設管理の専門性のある団体等

### 1. 施設の管理全般に対する考え方

毎日、利用者がいきいきと楽しく活動できる快適な環境を維持するため、全職員による安全における配慮と、利用者が自らの力で危険から身を守り安全に行動する能力が身につく事が大切だと考えます。

過去の事故事例や職員の経験などを生かしながら、センターの設備に合わせた「安全配慮マニュアル」を作成し、それに基づくチェックリストを完備します。

清掃、空気調和などを適切に運用・実施し、施設の性能向上、寿命の延長をはかり、機器の点検・整備を計画的に実施します。そのことから耐用年数の延長、省エネルギー化をはかり、経費の削減へと繋げていきます。

センターは基本、40歳以上の施設であります。子ども110番として地域の子供達の立ち寄りの場ともなっており、多世代の方が利用する施設です。時として予想外の使い方をし、設備や備品が破損する事も少なくありません。施設の安全確保、危険防止の観点から、職員は日常的に利用状況を把握し、施設の破損・劣化の有無を点検し、早期発見に努めます。不備欠陥があった場合には、速やかに修繕のための対応を行います。さらに器具備品の初期修繕や調整等により、修繕費の削減、施設利用の安全性を高めていきます。また、死角ができないように職員間で点検の配置を確認し合い、職員の経験や話し合いを重ねてチェックリストをもとに改善をしていきます。

### 2. 施設の管理内容

#### ①建物の維持補修に関する点検方法

法令に即した点検の必要項目を明確にします。次に1年間におけるPDCAサイクルを継続実行します。これにより法令規格の遵守・無駄・無理・不良の点検を行い、継続した改善のための点検を実施します。

P：管理目標の計画      D：計画に基づく作業の実施  
C：実施作業の品質監査    A：次年へ向けた改善検討

#### ②機器保全策機

施設運営に必要不可欠な重要設備を把握（不具合リスクと定格能力）します。過去の保全・劣化経緯を明確にした後、現在の機能維持に不可欠な保全を重点施策とし、可視化可能なデータは定量化し、定格機能との差を把握します。現機能と定格機能との差が著しい設備については抜本的な保全策を検討し、市主管課と協議を行い、対応します。

#### ③危険防止・修繕について

利用者の安全や安心を確保し続けることが、安定したサービスを提供する基礎となります。職員は、幅広い年代の利用がある施設という認識を常に持ち、あらゆる事故や怪我、急病等の想定と認識が重要となります。問題意識が低くなっていると、大事故につながる要因を未然に防ぐ事ができず、利用者の安全を妨げる行為につながります。施設内で事故が起こらないよう、備品等の配置・整理整頓を

心掛け、管理を徹底します。具体的には、「ヒヤリ・ハットノート」を活用し、事故を未然に防ぎます。

- (1) 職員は事故防止・事故が起きた場合の救命救急や、応急処置の研修を受けます。
- (2) 危険箇所を発見したときには、迅速に危険箇所の除去に取り組めます。修繕を必要とする場合には、職員でできることは職員で対応します。また、必要に応じて市主管課と協議し、業者に依頼し、速やかな復旧・修繕を行います。
- (3) 修繕箇所は、いつ、どのように修繕が必要になったか、どのような対処を行ったかを記録を取り、再発防止や同じような事案発生時の対応方法に役立てます。

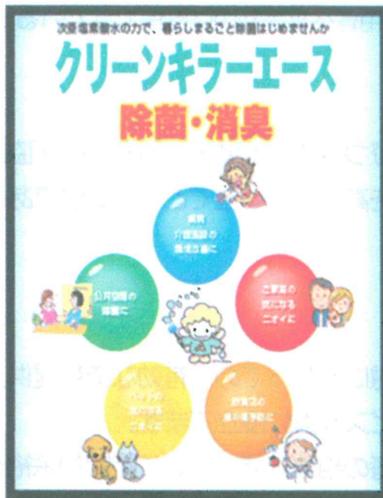


#### ④清掃及び環境衛生管理

利用者満足度の指標の一つとして、美観や空気環境（におい、温度、湿度）があげられます。特に、受付・トイレの美観は留意項目として日常、重点的に対応します。清掃に必要な薬剤等は床材の品質に合ったものを使用し、健康に留意し必要最低限の使用に制限します。それを実行するために、清掃委託事業者との連携を図り、快適で衛生的な施設設備の維持を図ります。

- (1) センター内の清掃を毎日行い、日々衛生的な環境を整えます。室内のゴミ、ほこり、水周り、トイレについては、職員が巡回点検を行い、常に清潔に保ちます。
- (2) 管理備品については、日常消毒につとめます。
- (3) 職員は日常から手洗いを励行します。
- (4) トイレをきれいに使っていただけるよう、利用者に注意を呼びかけ徹底します。
- (5) 飲食は水分補給以外不可とし、缶やペットボトルなどごみは利用者に持ち帰っていただくように協力を促します。また、分別廃棄協力を呼びかけます。
- (6) 利用者の声に耳を傾け、市主管課と連携を図り、衛生環境の整備に務めます。
- (7) 夏場の害虫駆除対策を徹底し、衛生面での向上に務めます。
- (8) 次亜塩素酸水・界面活性剤・アルコール除菌薬を設置し、利用者に使用を促し、衛生管理に務めます。

## クリーンキラーA (エース)



ノロウイルス対策として厚労省・保健所から次亜塩素酸ナトリウムを使うように指示されていますが、現場では「目が痛い・のどが痛い・臭い」など作業員や施設利用者の方への負担は大きいものでした。医療の現場や福祉、食の現場に携わる私たちは、この状況を打破すべく、以前より開発していました「次亜塩素酸水」（製品名クリーンキラーA）を本格的に活用しています。濃厚な成分でバイオフィルムを貫通して崩すなど除菌効果が高いにもかかわらず、前述の痛みや臭いなどの負担も少なく、また希釈することで様々な使い方（ノロウイルス対策、直接口腔内噴霧など）が出来ることから「安全・安心」と、多くの現場で認められております。当法人の運営する施設では、その施設

に合った使用方法で活用しています。備品の殺菌や、感染症の予防につながっています。また、コロナウイルスへの効果も期待されております。

(9) トイレ用手洗い石けんの維持管理を徹底し、常に清潔を保ちます。

## ⑤保安警備

### (1) 保安警備

センターの夜間警備は機械警備を継続します。機械警備の目的として、閉館時に館内への不審者の侵入の防止を図ります。異常が発覚した場合は管理責任者・職員に連絡が入る体制を整え、職員連絡網を作成し、機械警備会社・市主管課に提出、事務所内に掲示し、緊急時通報マニュアルに基づき対応します。

### (2) 鍵の管理

施設内で鍵が必要な備品に関しては、管理責任者が責任を持って鍵の保管・管理します。不在の際は職員が代行し、鍵の紛失・破損をしないよう徹底します。

また、施設管理についても『退室時確認表』を作成し、窓、扉等閉め忘れがないように点検を職員に義務づけ、確認を徹底させます。

## (11) 利用者への対応状況（接遇・苦情対応）

\*利用者への対応マニュアル・社員教育独自マニュアルの整備（利用者へ平等利用は確保できているか）

### 1. 利用者の苦情対応・要望について

私たちワークスコープの基本理念でもある利用者との結びつきや、地域・利用者との「協同」をどのように広げ、深めていくのかは、センターへの参加の意識を高めていく上でとても重要であると考えます。そのために、私たちは以下のことを実施します。

#### (1) 基本姿勢～苦情をサービス向上のために

- ① 利用者の苦情は、サービスの質の改善や利用者の安全配慮にあたっての「有効な情報提供」と位置づけ、指定管理者としての責務として捉え、運営のサービス改善に役立てます。
- ② 「傾聴」を大切にします。苦情対応責任者及び職員は、利用者の相談苦情に対して時間的余裕を持ち、話をよく聞くように心がけます。特に、苦情を訴える相談者に関しては、不満や怒りといった感情を自由に表出できるように配慮します。抱えている問題、相談したい問題が何か、言葉だけでなく表情や動作を含めて的確に把握します。なお、話し方（立ったまま、座る等）や仕草にも注意を払います。
- ③ 問題解決のためにはどうすればよいか、他の社会資源（サービス）を含めて一緒に考え、答えを導き出していきます。
- ④ 「たらい回しをしない」。他の専門機関などにつなぐときは、相手方に連絡し、アポイントメント等をとった上で紹介します。
- ⑤ 接遇・相談苦情の研修（下記参照）を定期的に行います。職員の基本姿勢として、●利用者に対する謙虚な姿勢を大切にすること、●指示的態度や説教等の態度を絶対に取らないように努めること、●利用者の自己決定権や選択権を重要とすること  
以上を学習・共有化し、新人研修や現職員の継続研修を実施、「地域・利用者に愛されるセンターと職員」を目指します。
- ⑥ 利用者アンケートの実施  
現在、毎年12月に実施している「利用者アンケート」を継続的に取り組み、分析し主管課へ報告をし、アンケートで寄せられたご意見・ご要望を参考にできるだけ安全で快適に過ごしてもらうように努めます。

#### (2) 苦情対応体制の整備

- ① 苦情対応責任者は管理責任者（事業所長）が担います。
- ② 「苦情対応マニュアル」を作成・整備し、定期的に更新を図ります。また、マニュアルに基づき、職員研修を通じてサービスの質的向上に務めます。
- ③ 苦情対応の手順

##### 1 利用者への周知

苦情対応の考え方と、苦情受付担当者やその仕組みを、利用者に分りやすく、周知します。  
施設内への掲示、たより、リーフレットへの掲載 など。

##### 2 苦情の受付

苦情を受けたら、その内容を苦情受付用紙に記録し内容を本人に確認します。

**3 苦情受付の報告・確認**

全て、苦情対応責任者へ連絡します。

**4 苦情対応**

**5 苦情対応の記録・報告**

④ 課題解決に向けた取り組み

原因・背景・改善について、職員間で話し合い、解決策、方針を明確にし、必要に応じてご本人や家族との話し合いの場をもちます。原則的には、即日対応を行い、速やかな解決を図ります。時間を要する場合でも、できるだけ早く1週間以内に解決するよう、誠意ある対応を心がけていきます。また、発生と同時に、速やかに行市主管課担当者に報告します。

仕事やサービスの質を高め改善するためにも、その記録と全職員への報告、話し合いの積み重ねを大切にします。

苦情申し出者に対し、苦情対応の経過と結果を迅速に、丁寧に説明します。また、この苦情申し出に対して、申出者が不利益を被らないように対応いたします。国分寺市に対しては常に状況の変化に伴い、報告をします。

**2. 苦情対応・接遇マナー研修の定期開催**

センターを利用する団体、利用者に対して好感度のアップ、接遇・マナーの向上を目指し、また苦情に対して真摯に対応していくための研修会を年に一回以上開催いたします。

(1) 苦情対応研修

- ①苦情時の傾聴方法、トーク
- ②記録方法とフローチャートに基づく対応方法
- ③主管課、上長への報告と再発予防策、苦情対応委員会の開催について

(2) 接遇マナー研修

- ①電話対応、好感度の高い話し方など
- ②身だしなみ、清潔感
- ③受け答え、要望に対する対応方法、記録、相談等

**3. 認知症・障がい者に対する対応**

認知症や障がい者に対する接遇、対応について、合理的配慮を徹底し、当該利用者への人権を擁護し、平等かつ不利益がないように、以下の取り組みをいたします。

- ①認知症・障がい者への接遇・対応マニュアルの整備
- ②認知症・障がい特性の学習研修（年一回）
- ③認知症の方への対応、障がい者への接遇、対応研修（年一回）

## (12) 社員等の育成状況

\*研修の実施状況等

### 1. 人材育成について

「専門的な知識を習得すること」「広い視野で物事を考えられる」を重点に人材育成を行います。自らの仕事を限定せず、日々接する子どもたちや保護者、地域の方々のニーズを見つけ出すことから始め、そのニーズに応える事業や活動を地域の中で一緒に創造していく職員の育成を目指します。

職場内の研修のみにとどまらず、国分寺市や民間団体等で行われている研修に積極的に参加します。参加者が研修報告をまとめ、他の職員にわかるように発表することを通して、書く力、考えをまとめる力を高めます。また、職員全員で共有し、事業運営に活かします。

### 2. 内部研修

会議や職員研修をはじめ、法人本部がバックアップし法人内研修、人材育成を行っています。全国組織としての強み活かし、公共事業が多い東京都内での会議、研修制度の構築を行って、専門性を高めた総合的な研修を実施しております。



高齢者・障がい者福祉プロジェクト研修



AED・応急救護研修

### 3. 外部研修（随時）

国分寺市や民間団体で行われている研修、法人主催の研修（高齢者・障がい者福祉プロジェクト等）に、体制をつくり積極的に参加します。参加者が研修報告をまとめ、他の職員にわかるように発表することを通して、書く力、考えをまとめる力を高めます。研修報告を共有することを通じて、職員全体のスキルアップにつなげます。

### 4. 日常の中で大切にしていること

- ①記録の重視（日誌、週報、月のまとめ）
- ②実践検討会の開催（職場ごとに月1回）
- ③自己学習・研鑽の努力
- ④職場会議の充実



昼礼、夕礼等を行い、職員の意思統一、事業の円滑化、利用者状況を共有します。

- ・行事会議、行事方針、進め方
- ・年間計画、運営、反省、指導
- ・苦情、事故、研修報告、避難訓練

《年間研修計画》

| 目的             | 研修名・会議名   | 内容   |
|----------------|---|--|
| 組織理解           | ①新人研修（3カ月・6カ月・1年）<br>②リーダー研修<br>③個別計画研修                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>法人理念、歴史、仕組みについての学習会</li> <li>新人同士意見交流を行う</li> <li>他現場の実践を聞き、ノウハウを共有する</li> <li>個人ごとに年間の目標・課題を設定する</li> </ul>  |
| 業務内容の基本的理解     | ①仕様書、企画提案書の理解研修<br>②国分寺市地域福祉計画についての研修<br>③公共施設での職員の仕事                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「いきいきセンター」仕様書、企画提案書の学習と共有</li> <li>国分寺市の地域福祉分野の施策について学ぶ</li> <li>国分寺市総合ビジョンの学習</li> <li>事例検討を通じて、職員同士の連携を図る</li> <li>地域の社会資源の把握とでいきいきセンターのネットワークづくりを学ぶ</li> </ul>                         |
| 専門性の向上         | ①職員としての人間性・倫理観<br>②傾聴力・共感力、相談援助研修<br>③地域コーディネート能力研修<br>④福祉関連法規・認知症等研修 | <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の基本的役割を学ぶ</li> <li>障害者差別解消法、合理的配慮の事例検討</li> <li>事例検討会を通して利用者の想いを傾聴する姿勢を作る（ロールプレイ）</li> <li>地域資源を活用し、ネットワークを広げる技術を学ぶ</li> <li>介護保険制度や障害者総合支援法、児童福祉法など関連制度、認知症や障がい者の特性について学ぶ</li> </ul> |
| 安全管理・危機管理意識の向上 | ①安全管理・危機管理研修<br>②救急救護研修<br>③苦情対応研修<br>④個人情報保護研修<br>⑤倫理規定研修            | <ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理体制及び対応の情報共有</li> <li>事例検討を通して苦情対応を学ぶ</li> <li>事故が起きた際の連絡体制</li> <li>国分寺市地域防災計画の学習</li> <li>個人情報保護規定の学習と事例検討</li> <li>法人が定める倫理規定</li> </ul>  |
| 自己到達度を知る       | ①年間総括   | <ul style="list-style-type: none"> <li>評価、自己の振り返り（自己評価シート）を踏まえて、今後の運営に生かす</li> </ul>   |

## (13) 個人情報保護対策状況 (情報の管理体制)

### 1. 個人情報の保護

当法人は、多数の職員情報に加えて、事業によって取り扱う利用者情報もますます増加しています。これらの個人情報を適切に扱い、漏洩などの事故を起こさないための方策と取り組みを確立していかなければならないと考えています。当法人は、個人情報を適切に保護し、法人内外の脅威から守ることが社会的責務と考え、次の取り組みを推進します。

- (1) 法人としての「個人情報保護規定」(P12 参照)を策定します。
- (2) 個人情報保護の重要性について、従業員に対する教育啓蒙活動を実施するほか、個人情報保護の管理責任者を置き、適切な個人情報保護のための方策を策定し、実施、維持、継続的改善に努めます。
- (3) 個人情報の収集、利用、提供および委託を行う場合には、業務実態に応じた個人情報の適切な管理に努めます。
- (4) 職員は、守秘義務に徹します。雇用契約を結ぶ際に、誓約書を取り交わします。

### 2. 書類等の管理

- (1) 個人情報については、所定の保管場所にて施錠を行います。とりわけ日誌・個人記録・月報・名簿などの取り扱いと保管については厳重に管理します。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供および委託を行う場合には、業務実態に応じた個人情報の適切な管理に努めます。
  - ① 個人情報を管理するコンピュータを特定し操作する従事者を特定します。
  - ② コンピュータにはIDとパスワードを設定し、アクセスを制限します。
  - ③ 定期的にパスワードを変更します(半年に1回)。
  - ④ このコンピュータはインターネットの接続を行いません。
- (3) 個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩などの予防並びに是正に関する適切な措置を講じます。
- (4) 個人情報の書面による管理は極力避け、なるべく人目に触れないように管理します。また書面による管理においても、ファイル等は決められた棚や机にしまい、必ず施錠します。
- (5) 個人情報に関する書類やデータは持ち帰ることを禁止し、必ず館内で取り扱います。
- (6) 個人情報等の書類やフロッピー、CD等は、シュレッダーに掛け細分化してから廃棄物として処分します。
- (7) 施設内であっても個人の名前や個人情報の関わることを見られないように工夫します。

## (14) 自主事業などの提案

\*施設の設置目的に沿って団体が独自に企画し、自己の財源で行う事業

指定管理者運営における「自主事業」は、その施設を利用する利用者、地域住民に楽しんでいただき、施設への親しみを持っていただくことで、地域貢献を担う事業として位置づけられるものであり、運営する私たちにとって重要な事業の一つであると考えております。さらにセンターは40歳以上の活動団体のための施設であり、生きがい活動や介護予防を、地域住民自らが主体となって取り組んでおります。私たちワーカーズコープは、現指定管理期間のなかで全4回（2020年8月現在）の自主事業を企画立案、市主管課と協議を重ね運営し、その度に高い評価をいただき、時として反省し学習を重ねながら、地域の方々の福祉の増進のために活動をしてきました。

次のクールでもこの事業を継続し、利用者アンケートを参考にさらなる発展を目指して、職員一丸となって取り組んでいく所存です。ここでは、これまでの自主事業への取り組みを参考に、継続的な取り組みと新たな内容について提案させていただきます。

### 1. これまでの実績

#### (1) 健康笑いヨガ

・目的：楽しく笑い、笑いヨガの呼吸法を組み合わせ元気な過ごせる体を作る。

・参加者：27名（2018年度実績） 23名（2019年度実績）



#### (2) 介護予防体操

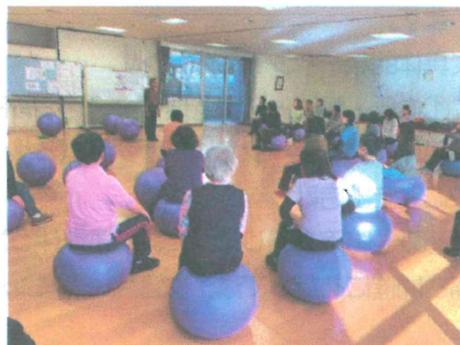
・楽しく運動をして身体を作り介護予防を図る。

・参加者：26名（2018年度実績）

#### (3) バランスボール体操

・目的：バランスボールを使いバランス感覚を磨くとともに姿勢の矯正、しなやかな筋力の向上を図る。

・参加者：23名（内、40代1名、50代1名）



※2020年度は8月末現在、新型コロナウイルス拡散防止の取り組みにより、自主事業は自粛中。

## 2. 自主事業の提案

新型コロナウイルスの影響から、2021年度以降は拡散防止に向けた取り組み、人数制限が求められます。それを踏まえ、新しい生活様式に準拠した提案をさせていただきます。また、年間2回以上の実施を最低限とし、3回を目標に行っていきたいと考えております。また、そのうち一回は、40歳以上65歳以上の市民を対象とし、事業を行います。

自主事業の目的：地域交流、介護予防や生きがい活動の場としての提供、地域団体のサポートやセンター利用の促進を図る。

### (1) バランスボール体操

前年度好評をいただいたバランスボールを次クールでの自主事業に組み入れたと考えております。なお、年齢は40歳～65歳の世代を対象とし、人数は15人制限とし、できるだけ密にならないようにすること、マスク着用や換気・消毒の徹底、人と接する体操は控え、講師はフェイスシールドの着用を義務付けます。体操道具であるバランスボールは休憩の都度消毒を行い、使いまわしがないように徹底いたします。

### (2) 介護予防体操・健康予防体操

指定管理1年目で実施し好評であった介護予防体操について、次クールでも自主事業に組み入れたいと考えております。年齢は40歳以上とし、人数制限は15人とし、道具は個人管理にて消毒を徹底し、上記と同じような感染予防策の徹底を図ります。

### (3) 介護予防祭り

上記感染予防策を講じた上で、人数制限を行いながら、5年間の指定管理期間で最低でも1回は実現をしていきたいと考えております。参加対象は全世代とします。

地域包括支援センターや医療従事者、地域の介護予防活動団体や講師との連携を図りながら、地域の健康と福祉の貢献、地域交流と多世代参加交流を目的としたイベントを企画立案します。上記自主事業と併せたこの取り組みにより、地域の人達がより活動の場を増やし、地域に開かれたセンターを目指します。

#### <具体的なイベントの内容>

①血圧・脈拍・健康管理ブース ②骨密度測定ブース ③介護予防体操・運動ブース（道具を利用した簡易体操、セラバンドやバランスボール体験コーナー） ④模擬店等：地域の子ども達やその保護者を対象にした出店等

※感染予防策を講じた上で、飲食を伴う場合は保健所に相談し、可能な範囲での活動を行います。事前準備と開催にあたっては、主管課とトミンハイム管理・運営会社と随時相談、協議を行います。

## (15) 障害者の雇用状況

\*事業所における障害者雇用率

### 1. 障害者雇用状況報告書（届出分）法人全体

母体であるセンター事業団含め、利用者としてのみならず、ともに働く仲間として様々な事業分野での就労を進めています。

|                        | 2019年 | 2020年 |
|------------------------|-------|-------|
| 法定雇用労働者の算定の基礎となる労働者（人） | 1,018 | 1,016 |
| 身体障がい者数（人）             | 10.5  | 13.5  |
| 知的障がい者数（人）             | 1     | 2     |
| 精神障がい者数（人）             | 13    | 17.5  |
| 実雇用率（％）                | 2.41％ | 3.25％ |

### 2. 方針

国分寺市障害者計画で「市・事業者・市民等が協力・連携し、『障害のある人もない人も、共に住み続けたいまち、ふるさと国分寺』を基本理念として、障害のある人もない人も、すべての市民がお互いの個性と人格を認めあい、ともに支えあい、協力しあい、責任を分かち合って生活できる共生社会を目指すためのものです。」と謳われております。私たちワーカーズコープは、共生の地域・まちづくりに向けて、単に法定雇用率を守るだけでなく、障がい者が働くことを通じて、「社会に役立つ」「社会に参加する」実感を持ち、働くことを通じての尊厳ある生き方ができる環境をともにつくっていきます。そのような想いから、全国で就労継続支援A型・B型に取り組み、就労支援を行っています。その人自身が活かされるような就労に向けて、法人内で事務作業や、清掃作業、印刷物の作成などを行っています。

全国的には、就労継続支援事業所23ヶ所、グループホーム1ヶ所、生活介護1ヶ所の事業を行っています。

また、障がい児の放課後の居場所である「放課後等デイサービス」を立ち上げています。（全国89ヶ所）。国分寺市内でも保護者の方々のニーズに応じて、保護者の方々や地域の方の協力もいただき、H28年度に「放課後等デイサービス すてっぷ」を開始いたしました。子どもたちの健やかな成長のためにそれぞれに合った支援を行っています。曜日毎に活動プログラムを設け、地域、関係機関と連携していきながら働く保護者を支える放課後等デイサービスを目指してきました。

放課後等デイサービスを利用できるのは0歳から18歳であるため、その後の働く場が必要です。私たちは当事者とともに働く場や居場所をつくることを目的として活動しています。全国各地で当事者とその保護者と一緒に就労の場をつくる仕事おこしの準備会の立上げが進み始めています。

多摩地域では、就労継続支援B型1ヶ所、放課後等デイサービス3ヶ所、生活介護1ヶ所を運営しています。清掃事業の現場では、障害を抱えたスタッフも一緒に就労し、また、認定就労訓練事業所として各自治体からの就労訓練の依頼にも積極的に対応しています。

## (16) 高齢者の雇用状況

\*事業所における高齢者（65歳以上）雇用率

### 1. 高齢者の雇用状況（常用労働者数 届出分）法人全体

|              | 2019年 | 2020年 |
|--------------|-------|-------|
| 常用労働者（人）     | 1,858 | 1,854 |
| 60～64歳（人）    | 74    | 72    |
| 65歳以上（人）     | 24    | 25    |
| 60歳以上実雇用率（%） | 5.3%  | 5.2%  |

### 2. 考え方

少子高齢化により労働人口の減少が予測される中、社会を支える担い手として高齢者の知識や経験を活かすことは、日本社会にとって必要なことです。高齢者は、長年の様々な経験から豊富な知識と知恵を蓄積しており、発揮できる場をどうつくっていくかは本人にとっても大切なことであり、同時に知識や知恵を地域に継承していくこともこれからの地域づくりでは重要です。

近年、働きたい、社会の役に立ちたいという高齢者は増えており、働くことは生きがいを持つことにもつながります。単に収入面や健康面だけでなく、働くことを通じて地域づくりまちづくりに貢献し、地域社会の支え合いの主たる存在として、元気な高齢者、働く高齢者が増えることで、地域共生社会づくりへも寄与できると考えます。

### 3. 就労について

国分寺市内で私たちが運営している施設において、現在 65 歳以上の職員が17名就労しています。全体の市内就労者のうち、約14%を占めます。現在、いきいきセンターでは、8人の高齢者が働いており、1名は80歳を超えています。

就労に当たっては、年齢による採用制限は無く、資格要件を満たし健康面で支障が無ければ、面接や試験を行い就労していただきます。65歳以上の就労者については、本人の希望に応じて、話し合いのもと就労継続が可能です。健康維持に関しては十分に留意し、体調管理を行いながら一緒に働く職員同士相談し合いながら補い合っています。

いきいきセンターでの勤務にあたっては、単に貸館や窓口受付業務を行うだけでなく、来館される利用者や地域の方々、館内の他団体との協力関係の構築が必須となります。また受付・窓口業務を担うという点では、センターのまさしく顔であり、限られた職員体制で日々寄せられる様々な要望等に応えていくためには、職員それぞれの経験やスキルが必要とされます。人生経験を持った高齢者の知恵が活かされる職場です。

## (17) 管理運営に必要な提案金額

※詳細については、別紙収支計算書を参照ください

### 1. 効率的な事業実施と経理事務について

#### ①効率的な職員配置と主体的な働き方を大切に

職員体制に関しては、事業を進めていく上での必要人数を配置します。職員は、利用者への直接サービスにとどまらず、地域の方々たちが主体者となり、ここを拠点に様々な活動を作り出すことを応援するコーディネーターとしての役割を果たせるようにその力を身につけます。

一人ひとりの「気づく力」「問題意識」を大切に、職員がそこでの気づきや困ったニーズを、運営や地域での活動の中に反映させます。さらに新たな社会資源の開拓やまちづくりなど、新しいことへの挑戦の意欲を持ち、主体的に仕事を発展させていきます。

- 地域の方々の持っている力とやる気を引き出し、センターの運営参加を広げます。
- 地域の人達が参画しやすいような自主事業の工夫を行います。
- 収支決算状況を明らかにし、情報公表を行います。
- 経理事務が無いように、経理実務処理のマニュアル化と管理徹底を図ります。

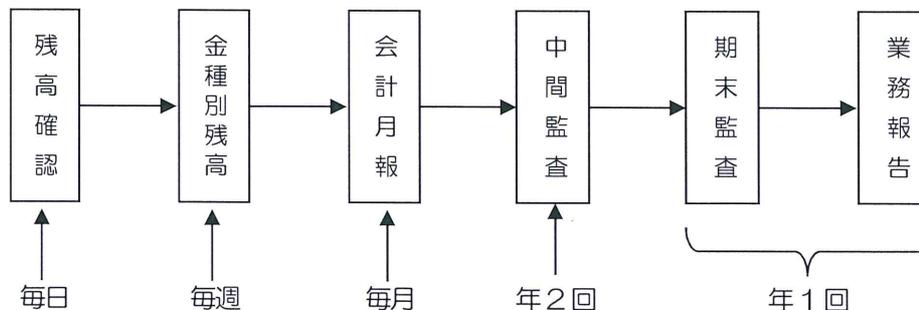
#### ②経理の方法

センター貸室業務は運営上、日々現金の移動が発生します。当法人ではセンターの運営に合わせた経理規定を作成し、職員に周知徹底します。

経理に関しては毎日閉館時の残高確認、一週間ごとの金種別残高確認を行うことにより、適切に処理をしていきます。また、小口現金、金庫の取扱いについては担当職員を決め、その他業務の職員が取り扱わないようにし、管理責任者が最終的に確認をしていきます。

毎月当法人本部により会計月報をチェックし、不備がないよう対応していきます。法人本部では会計監査員が中間監査（年2回）および期末監査（年1回）を実施し、市に業務報告を行います。

#### ■経理の流れ



## 2. 経費削減と環境への配慮の取り組み

施設のハード面の管理（清掃等）は職員も行い、施設に愛着を持ち、安全など確認しながら管理できるように運営します。

経費については、消灯の徹底、水使用の抑制による水光熱費の節約、破損などをなるべく起こさない指導、日常のメンテナンスの徹底、物品の寄付の呼びかけなどを通して、考えられる限りの自己努力を進めていきます。

また、環境に配慮するために3R（リデュース・リユース・リサイクル）を職員間で徹底します。3Rについての掲示をし、利用者にも協力を呼びかけ、使用する商品や備品は、詰め替えや、再利用ができるものを使い、資源の再利用を心がけ、ゴミの分別、リサイクルを徹底します。

## 3. 提案金額の考え方

### （1）人件費について

- ① 公共調達案件と条例に基づき、国分寺市の最低賃金を遵守し、さらに最低賃金法における増加を想定して、時給は年額30円ずつの増加を見込み、積算しました。
- ② 管理責任者按分人件費、職員の有給休暇等を考慮し、積算しました。

### （2）事務費、管理費等について

現指定管理者運営における経費実績を参考とし、積算しました。

### （3）一般管理費

当該科目は法人管理費として、収入に対する経費全体のうち、5年間でおよそ6%の計上といたしました。

## (18) 環境への配慮 \* I SOやエコアクション21などの取り組み状況

現在、私たちワーカーズコープが取り組んでいる「SDGs(Sustainable Development Goals)：持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、環境汚染をくい止めるための取り組みが盛り込まれております。国際会議に出席し情報交換を行い、それを日本に持ち帰り各現場で共有を図り、環境や雇用問題、住みやすい地域社会の構築に向けて取り組んでおります。



東日本大震災以降、社会的に自然やエネルギー問題に関心が高まる中で、公共の施設においても、効率的で効果的かつ自然と共生できる活用が求められています。限りある資源を大切に、市民の共有の財産である施設を守っていくために、工夫した利用法を考えていきます。また、国分寺市は豊かな自然環境が残っており、子どもから高齢者まで、体で自然にふれあう機会を得ることができます。2014年に改訂された「第二次国分寺市環境基本計画」は、将来にわたって自然を損なわずに、市民が健康で恵み豊かな環境を享受し、これを将来世代へ継承するために、「環境負荷の少ない持続可能な社会」を構築することを目的としています。自然環境を守り「循環・調和・協働の『わ』を大切にみんなで気持ちよく暮らせるまち」の実現のために、自治体・市民・事業者がそれぞれの立場で取り組むべきことを第一にしたいと考えます。

近年、地球温暖化や異常気象が大きな問題となり、新型コロナウイルス感染症の問題も相まって、この夏は日本各地で最高気温の記録が塗り替えられ、さらに例年に比べはるかに熱中症による死者が増加し、異常な事態となっております。私たちが過ごす国分寺地域も例外ではなく、地域住民に向けた熱中症の予防等の注意喚起や具体的対策が求められています。

その状況を踏まえ私たちは、節電対策やグリーン購入など地域・市民ためにできることに、一つ一つ取り組んでいきます。また、前述の「SDGs」をはじめ、ワーカーズコープで運営する公共施設の職員も含め、環境に関する研修を行なっていきます。さらに、石けん・洗剤などの消耗品は環境負荷を低減するものを使用し、廃油などはBDF(バイオディーゼル)として再利用することに取り組みます。こういった取り組みを行うことにより利用者への環境保護をPRしていきます。

#### <具体的活動>

##### ① 「涼」への取り組みと新型コロナウイルス感染予防対策

センター玄関の打ち水・すだれやよしずの活用、職員の着用服や昼食等を工夫により、涼しい環境への配慮をします。また、新型コロナウイルス感染予防対策としての機能も兼ね備えた換気の徹底を図り、利用団体に促します。

##### ② グリーン購入の利用

国分寺市グリーン購入基本方針に基づき、でき得る限り「グリーン購入」に努め、「環境負荷の少ない持続可能な社会」実現のために尽力します。具体的にはトイレットペーパーや石けんの利用をグリーン購入に変更し、消耗品の使用から始めます。また、食器用洗剤は合成洗剤を使用せずグリーン購入を促し団体への使用を促し、環境への配慮に向けた取り組みを行います。

##### ③ 節電とゴミ対策

職員の環境に対する意識を高め、節電に努め、消耗品等の節約や資源の再利用を励行します。蛍光灯においては必要・不必要な場所を見極め、できる範囲で間引きを行い、可能な箇所は「LED電球」を利用し、節電に取り組みます。また、ゴミ問題については分別を徹底してリサイクルに努め、さらにゴミの量を意識することで、ゴミそのものの減量を目指すとともにリサイクルの促進に尽力します。

##### ④ BDFの取り組み

ワーカーズコープでは廃油を再利用する取り組みを行っており、ここ数年で全国的に広がっております。具体的には、廃油を集めBDF（バイオディーゼル燃料）に再利用するために、各団体・利用者に持参をしていただき、環境への配慮に向けた取り組みを行政・市民・指定管理者の協力・協同で実現していきたいと考えております。

## (19) 地域雇用の状況

\*当該施設における市内在住者の雇用、高齢者の雇用、現状及びこれからの計画

### 1. 当該施設における市内在住者ならびに高齢者の雇用（2020年8月現在）

現指定管理運営を行っている「国分寺市いきいきセンター」における国分寺市内在住者は7名です。

当法人の他施設（児童館・学童・福祉センター/生きがいセンターとくら・放課後等デイサービス）においては、全体で124名中、国分寺市内在住者は54名が就労しています。

高齢者の雇用については、いきいきセンターでは8名が就労、他施設（児童館・学童・福祉センター/生きがいセンターとくら・放課後等デイサービス）においては、17名が就労しています。

### 2. 職員採用に関して

職員採用の考え方として、地域コミュニティの活性化に興味を持ち、利用者・地域の方々とともに施設運営を行えるよう、想いを受け止める姿勢を大切にします。職員同士が情報を共有し、お互いに協力し合うことで円滑な施設運営を行えるような職員集団を構成します。

施設の性格上、地域との関わりが必須となるため、本企画提案書の事業を推進していくためにも、同程度の資格・経験・スキルであれば市内在住者の雇用を優先して考えています。

センターの設置目的を理解し、達成に向けての業務の遂行を行えるような人材を採用し、育成していきます。施設の運営においては利用者・地域との協同を大切に、信頼関係を構築し得るような人材育成に努めます。

### 3. 人員配置計画と職員の勤務態様

○人員配置計画は以下のとおりです。

●管理責任者：1名 ●常勤職員：1名（左記兼務） ●非常勤職員：8名

①管理責任者（所長）は全体の管理責任者として、センターの施設運営・自主事業を管理します。

②勤務体制は、常時窓口業務1名で半日交替勤務制とします。また、月初の団体受付時は2名の職員を配置します。この体制に限らず、会議・自主事業・イベント等に合わせた人数配置を実施します。日常清掃は専従職員1名、週2回～3回、2時間の勤務体制で実施します。

③主な職務内容は次のとおりです。

●貸館窓口業務 ●月初貸館受付業務 ●清掃業務 ●自主事業

なお、上記職務は管理責任者、常勤職員、非常勤職員問わず兼務体制となります。

④労働基準法等関連法規を遵守し、労働者の勤務状況に合わせ、社会保険を完備します。

⑤就労者の福利厚生を完備します。健康診断費用等を対象とします。

⑥国分寺市の「公共調達条例」を遵守し、その条例に合わせた勤務態様、給与体系を整備します。

### 4. 防火管理者の配置

防火管理者を1名配置します。防火管理者は職員が兼務します。

## (20) 災害時の対応 \*地震等災害が発生した際の対応

東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨、そして近年の異常気象の影響による豪雨被害により、地域の防災意識は年々高まってきております。また、今年度は新型コロナウイルスによる社会情勢の大きな変化により、より一層危機管理力が問われる事態となっております。

私たちワークスコープでは月一回「危機管理プロジェクト」を開催し、全国的な取り組みとして防災意識を高め、マニュアルの見直し・更新や緊急時訓練・避難訓練実施の報告、課題等を話し合う機会を設け、定期的に周知・徹底を図る取り組みをしております。また、過去の自然災害被害において、法人内で復興支援ボランティアを立ち上げ、定期的に人材を派遣し、被害に遭われた地域住民と共に地域復興に取り組み、災害時やその直後、そしてこれからの課題を分析し対応策を考えそれを持ち帰り、各現場へ情報還元をしております。

国分寺市では「国分寺市地域防災計画」を策定し、それには「災害時はもとより平時から行政、市民、事業者が協力して防災活動に取り組む」とされています。私たちは地域住民のための施設としての役割を果たすべく、地域の防犯・防災活動に協力し、避難訓練や緊急時対応訓練を行い、安全で安心して暮らせる地域社会の一翼を担う存在としての取り組みを行ってまいります。

### 1. 防災と災害時の対応

事前に予測されることへの対応を、職員同士で共有し話し合っ細かく取り決めます。また、職員に対する防災訓練は毎年実施します。開館時間外でも震度5弱以上の地震の際は管理責任者・職員が必ず現地に出向き、施設の安全確認を行います。

#### ① 防火管理者の配置

防火管理者を1名、配置します。防火管理者は、職員より選出いたします。

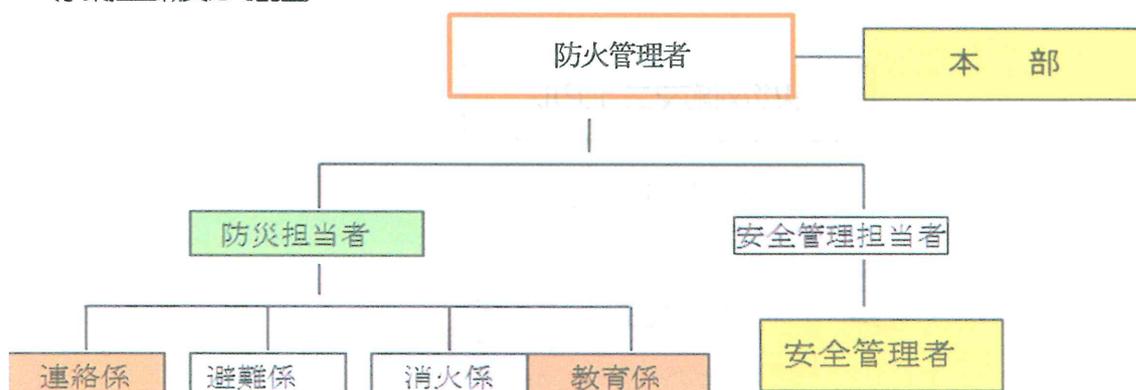
#### ② 避難訓練・防災訓練・防犯訓練と計画、スキームづくり

- 地震・火事に関しての防災訓練を年2回以上行ないます。避難訓練の際は事前に計画を立案し消防署に協力を依頼し、終了後は報告書を作成し市主管課・消防署に提出します。また、センターの建物であるトミンハイムの防災訓練に参加、お手伝いをします。
- 震度によってどういう対応をするのか、来館者の誘導、初期消火などシミュレーションをし、実施計画を作成、消防署に提出します。また地震の際の避難場所や避難方法を確認し、いつも目に触れる所に掲示します。国分寺市の地震マニュアルの指示に従い実行し、震度5以上の地震発生時は管理責任者を中心に施設の確認を行ないます。
- 実施計画をつくり、避難場所、方法、役割、流れを確認します。緊急連絡先（警察、市役所、消防署、保健所、救急病院）を所定の場所に置き、緊急な事態が起きたときに、速やかに活用できるようにします。訓練は、広域避難場所に避難し、名簿による点呼を行ない、利用者の安全を確認します。
- 来館・退館時に台風や大雨などに遭遇した場合、国分寺市で決定されている要綱・マニュアルに即して対応します。
- 防災・防犯、安全管理体制を構築し、常に評価を行います。チェック表を作成し、それに基づき自主検査します。点検結果は定期的に市の担当者に報告します。また、不備欠陥部分がある場合

も、速やかに報告します。万一、緊急事態が発生した場合は速やかに国分寺市や関係機関へ通報・連絡を行い、綿密な記録を残し、再発防止と今後の対応に役立てます。

### 防災及び安全管理組織図

(事業担当職員にて配置)



|         |   |
|---------|---|
| 防火管理者   | 施設に関する防災及び全体の安全管理に関する把握を行い、適切に指導する。                             |
| 防災担当者   | 地震、火事などの際に避難する場所の把握、連絡の統括、消火における対応の指導、災害時の利用者への事前の指導などの企画を実施する。 |
| 連絡班     | 災害時に責任者及び担当者の指導のもと関係団体に連絡、通報する。                                 |
| 避難班     | 災害時において利用者たちを全員、安全に適切な避難場所迄誘導する。                                |
| 消火班     | 災害を最小限に押さえる事を目的に、責任者及び担当者の指導のもと初期消火に努め災害を防ぐ。                    |
| 安全管理担当者 | 施設における遊具、教具、建物に関する安全管理の把握をし、改善の指導をする。                           |
| 安全管理者   | 施設における安全を点検し、故障の確認及び正しい使い方を利用者に指導する。                            |

## 2. 火災への対応

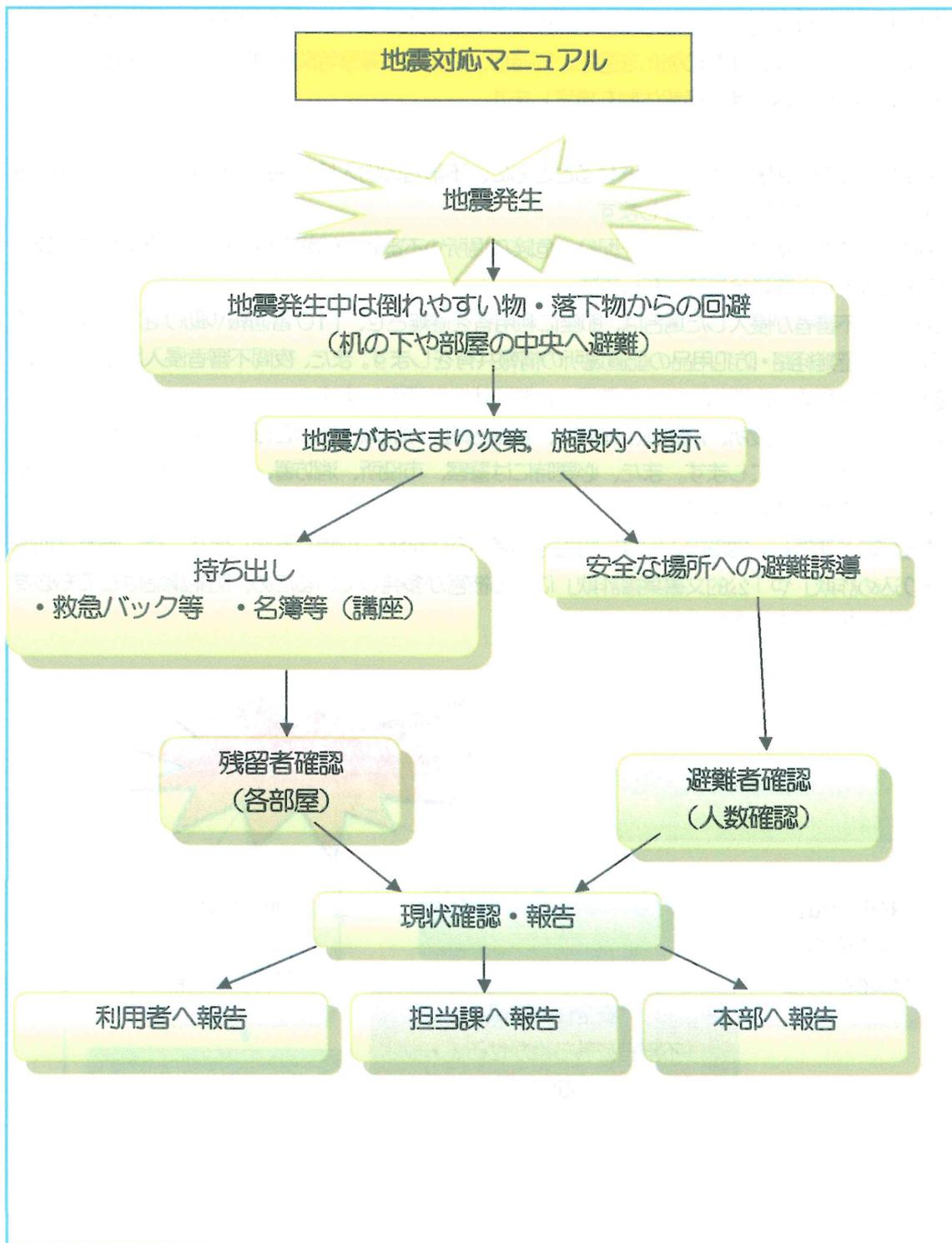
建物や火気の周囲には燃えやすい物を置かないよう管理を徹底します。また、ガス機器・電気器具・換気扇等の定期的な点検・整備・清掃を行うとともに、火災検知器・消火器・自動消火設備は年1回以上点検します。

火災発生時は利用者や学童保育所在籍児に館内放送等を使って火災発生を知らせ、119番通報を行うとともに初期消火にあたります。火災発生時は利用者の安全を第一に、利用者があわてないように落ち着いて誘導します。職員は各部屋を点検し、逃げ遅れた人がいないかを確認します。



### 3. 地震発生時の対応

職員は身の安全を確保し、揺れが収まった段階で各部屋を利用している利用者や他団体職員の安否を確認し、ガラスや施設内設備の点検を行います。施設が危険な場合は落ち着いて避難誘導します。特にガラス等が割れている場合は、上に物を置くなどして利用者が踏まないように配慮します。けが人が出た場合は、応急処置を施し、救急車を要請します。

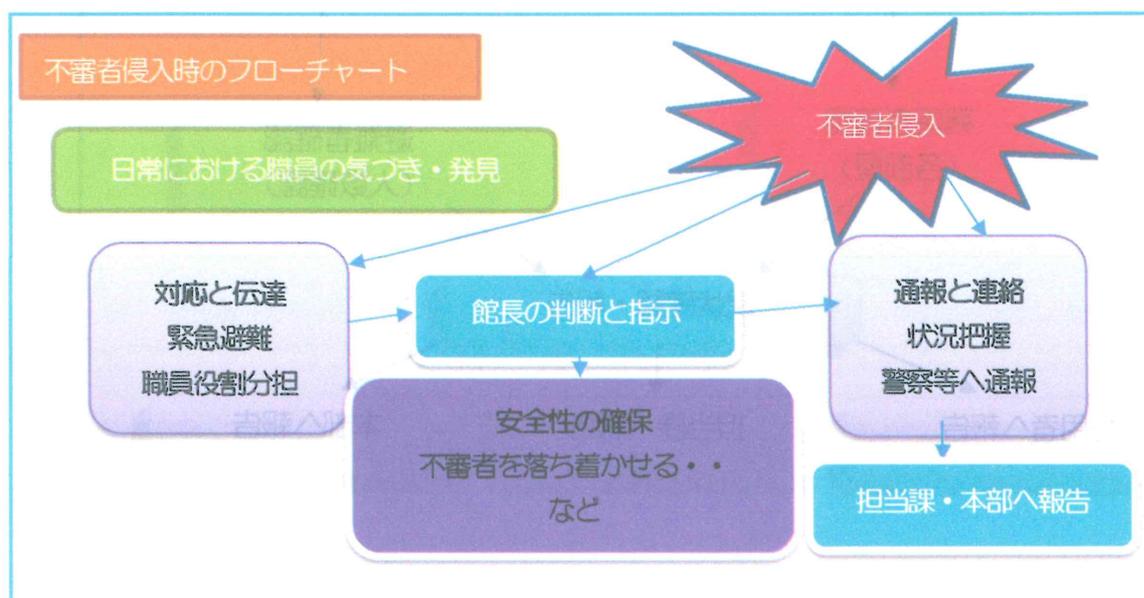


#### 4. 防犯への取り組みと不審者対策

日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するとともに、防犯訓練、法人内のマニュアルや関連する研修の共有、夜間等における施錠などの防犯措置を徹底します。

地域に開かれた施設運営を行なうことで、地域住民との連携協力の下、不審者の発見等防犯体制の強化につなげ、地域としての連携体制の強化を図ると同時に、日頃から警察等関係機関とも協力・連絡体制の構築に努め、有事の際には迅速な通報体制を構築します。

- ① 入口・避難経路を利用者に周知徹底させるとともに、不審者の出入りに注意します。受付では来館者に必ず声をかけ、訪問先の確認をします。
- ② 施錠を徹底します。地域の安全に気を配り、危険な場所や不審者の情報を併設施設と連絡し合うなどして情報を入手し、職員全員で共有します。
- ③ センター内に不審者が侵入した場合は、即座に利用者を避難させ、110番通報や助けを求めます。普段から職員は避難経路・防犯用品の配置場所の情報共有をします。また、夜間不審者侵入防止のため、夜警警備の質を高め、定期的にOJTを行い、業務状況を評価します。
- ④ 緊急連絡先（警察、市役所、消防署、保健所、救急病院）の記載・掲示を行い、緊急事態発生時にはすぐに活用できるようにします。また、必要時には警察、市役所、消防署、保健所、救急病院に、安全確保のため協力を依頼します。
- ⑤ 小金井警察署と連携し、地域の人向けに防犯等の講話を定期的に依頼し実施します。特に国分寺地域は「振り込め詐欺」や「公的文書葉書詐欺」による被害が多発しているため、防犯講話はとて必要なる取り組みであると考えます。

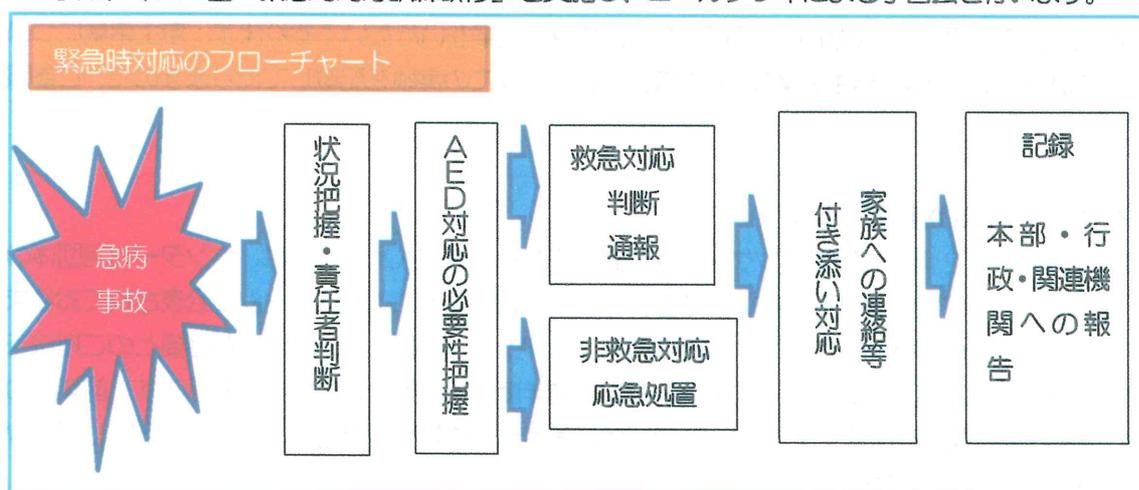


## 5. 急病者・事故者対応

利用者の事故予防及び急病・事故対応については、厚生労働省「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針～利用者の笑顔と満足を求めて」を参考に作成した「介護事故予防ハンドブック」（当団体の母体法人が作成）に基づいて事故予防・事故対応などの危機管理を実施します。また、緊急時の対応として「緊急対策マニュアル」（母体法人が作成）に基づいて近隣の病院等専門機関と連携し、緊急連絡先を記録し、緊急な事態が起きたときにはすぐに活用できるよう所定の場所に提示します。

イベント等を企画運営する際はリスクマネジメント会議を行い常に危険を予測し、職員全体で予防策を考え、管理責任者は職員全体が実行できるように指導を徹底します。

また、年に一回「緊急時対応訓練研修」を実施し、ロールプレイによる学習会を行います。



## 6. 記録の保管と事例検討による危機管理の徹底

緊急時・事故発生時は必ず経過・原因を記載した記録書（事故報告書・一時報告書、最終報告書）などの諸記録を作成、更新・保管し、必要に応じて法人本部や関連機関・行政に提出します。また、その記録に基づいて事務所内にて事例検討・研修を行ない、特に事故に関しては再発防止策を講じ、今後の活動に役立てます。

## 7. 大規模災害時の対応

東日本大震災等の経験、そして近年の異常気象による各地での豪雨災害の対応等の情報・経験を活かし、震度5弱以上の地震発生や豪雨被害などの大規模災害時には施設利用者の安全安否確認、設備管理機器や備品等の確認を行います。故障等による被害が発生した場合は速やかに市主管課、委託事業者に連絡し、しかるべき対応を取ります。

また、大規模災害を想定して、国分寺市との話し合いを行い、対応・方針を取り決めます。その延長上として被災者・支援団体受け入れマニュアルの作成と物資の備蓄（食糧・水）に務めます。

## (21) 施設の特성에応じたサービス水準等

\*募集時に示した具体的水準等への対応の考え方

### 1. これまでの実績

#### (1) 自主事業の取り組みについて

現指定管理者としてセンターを運営するにあたっては、協定書・仕様書に定められている「年2回以上」の自主事業を企画・立案し、実践しました。2018年度は2回実施、2019年度においては、3回の計画を立案しておりましたが、新型コロナウイルス感染防止の影響により、2回に留まりました。

しかし、その自主事業の取り組みにあたっては、毎回参加目標の20名を大幅に上回り、活気がある運営となりました。アンケートの結果も高評価となり、様々な提案をいただいております。自主事業についての具体的な内容は、「(14) 自主事業などの提案」に、これまでの実績を記載しておりますので、ご参照ください。

#### (2) アンケートの取り組みについて

センターでは毎年12月に利用者アンケートを実施しております。2018年度は、センター利用団体の利用者109名の方にアンケートを記載いただき、その集計結果は市のホームページに公表されております。このアンケートの取り組みについて、評価委員会よりアンケート数について増加が必要とのご指摘を受け、2019年度は225名と、倍以上の取得となり、前年度同様に集計し公表しております。前年度のご指摘は、職員一同が奮起することとなり、利用団体代表者への依頼や利用者一人ひとりに徹底して声かけをし、提出を促した結果です。

#### (3) 国分寺市公共調達条例を遵守した運営と報告

当センターは国分寺市公共調達条例に基づく施設であるため、その条例を遵守し、市が示した最低賃金を遵守した就労契約と安定した就労環境の提供を行ってきます。これまで、基準と規約に準じ、年次報告書を遅延なく提出しております。

### 2. 具体的な施設の特性に応じたサービス水準への対応と考え方について

#### (1) 自主事業の取り組みについて

協定書・仕様書で求められている「年に2回以上」の自主事業計画と実施について、その基準を守り、取り組みます。新型コロナウイルスの影響がありますが、感染防止策を講じた上で実施を予定し、計画としては年に3回の実施を目標とし、最低2回は実施いたします。具体的な自主事業計画につきましては、「(14) 自主事業などの提案」に記載しておりますので、ご参照ください。

計画内容について、これまでは単発で対象者が限られる短時間自主事業を実践してきましたが、今回は指定管理者5年間のなかで、一回は地域の子も達も参加できる企画を含め、全世代を対象とした「介護予防まつり」の企画を実現していきたいと考えております。

## (2) アンケートの取り組みについて

前年同様、12月の利用者アンケートの取り組みを毎年、強化していきたいと考えております。アンケート数はこれまでの実績から勘案して、230名以上を目標とし、内容を精査し分析を行いながら、利用者の生の声としてその要望に耳を傾け、市主管課ご担当者との協議を重ね、清潔で使いやすいセンターをより一層目指して、運営をしていきます。

## (3) 国分寺市公共調達条例を遵守した運営と報告

2021年度の公共調達条例に基づいた最低賃金（東京都の最低賃金より高く設定）を遵守し、安定した労働環境の確保と就労契約を交わし、その実績について指定の様式に記載し、毎年3月上旬までに、遅延なく年次報告書を提出します。

